

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|---|--|--|--|
| <b>第2 業務運営の効率化に関する事項</b>  | <b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  | <b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  | <b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  |
| <p><b>1. 効率的な業務運営体制の確立</b><br/>組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p> | <p><b>1. 効率的な業務運営体制の確立</b><br/>業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。</p> | <p><b>1. 効率的な業務運営体制の確立</b><br/>(1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。</p> | <p><b>1. 効率的な業務運営体制の確立</b><br/>(1) 平成18年4月1日の年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）設立時における組織体制及び人員配置については、平成17年3月23日に厚生労働省・年金資金運用基金で策定した「経営改善に向けた取組について」における組織運営の効率化目標（管理運用法人設立時までに、福祉医療機関に承継する融資債権の管理・回収業務に要する定員を含め、平成16年度末定員の20%程度を削減した職員数とする。）を踏まえ、効率的かつ効果的な業務を遂行するために、新たな組織編成を行った。<br/>また、平成18事業年度中においても、より一層の組織の効率化等を図るために体制整備等を行った。</p> <p>①管理運用法人設立時の主な対応</p> <p>ア 理事長による意思決定をえる次のような体制づくりを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 理事長が管理運用法人運営及び年金積立金の管理及び運用業務に係る事業の実施過程における基本事項の把握並びに事業の進捗状況等を把握し、必要な指示を行うことに資するため、部長相当職以上（監事を含む。）で構成した経営管理会議を設置し、平成18事業年度においては、中期計画や年度計画の進捗管理、年金積立金の管理及び運用実績の状況、リスク管理状況等の報告等のため11回開催した。</li> <li>ii 年金積立金の管理及び運用業務に係る重要事項に関し、理事長の意思決定に資するため、部長相当職以上及び議案担当職員で構成した企画会議を設置し、平成18事業年度においては、運用受託機関等の選定・解約、新規資金の配分等の決定に当たっての事前審議のため28回開催した。</li> </ul> <p>イ より適正な監査の実施の確保を図る観点から、従来の総務部監査課について総務部から独立させ、理事長直轄の監査室を新設した。</p> <p>ウ 監査室の独立及び融資・施設事業の他法人への移行等に対応する業務減に伴い、かつ、管理機能を効率的及び効果的に発揮させるため、従来の総務部及び経理部を統合し、管理部とした。</p> <p>エ 運用部については、リスク管理の充実を図るとともに、個別の運用受託機関の評価・管理及び資産全体の評価・管理の効率的な連携を図るために、リスク管理、パフォーマンス評価に関する業務を担う専任担当部署を新設した。また、企画部については、新たに運用委員会に関する業務を所掌させるなど、管理運用法人設立に伴う所要の業務の見直しを行った。</p> <p>オ 法務、税務等高度な専門的知識等を要する業務については、外部の専門機関たる法律事務所及び会計事務所を引き続き積極的に活用した。</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>②管理運用法人設立後の対応</p> <p>ア 管理運用法人における効率的かつ効果的な業務運営の確保等を図るため、情報・認識を共有し、解決策の議論を行うなどの場として、関係役職員からなる会議体を次のとおり設置し、開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 情報システム委員会－情報化の推進等の強化（詳細は、第1.4.(1)において記述。）</li> <li>ii 契約審査会－契約手続きの公正性の確保（詳細は、第1.5.(4)において記述。）</li> <li>iii コンプライアンス委員会－法令遵守及び受託者責任等の徹底（詳細は、第1.3.(1)③において記述。）</li> <li>iv 運営リスク管理委員会－管理運用法人の業務遂行上の様々なリスクの発生防止及び対応等（平成19年4月設置、詳細は、第1.3.(1)③において記述。）</li> </ul> <p>なお、情報化の推進等の強化のため、関連する要員、予算等の全般にわたり総合調整して推進する責任者として、情報化統括責任者（CIO（Chief Information Officer））を設置し、理事を充てるとともに、その支援及び助言等を行うことを任務とする「情報化統括責任者（CIO）補佐官」を外部から公募し、選定した（詳細は、第1.4.(1)において記述。）。</p> <p>また、法令遵守の徹底等のため、「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」（内閣府作成）を踏まえ、内部通報制度を設け、通報窓口、手続き等について体制面も含め整備した（詳細は、第1.3.(1)③において記述。）。</p> <p>イ 調査分析機能の向上及びインハウス運用に係る内部牽制機能の強化を図るため、担当課の組織再編の検討を行った（平成19事業年度当初において、企画部調査分析課及び運用部インハウス運用課を廃止し、調査室及びインハウス運用室を設置。）。</p> <p>また、業務及び人員を小さな単位で分割していることの弊害を解消し、各部・室の課題及び業務に応じた人員配置を可能とするなど組織の効率的運営を図るために、係制の廃止に向けた検討を行った（平成19年5月実施）。</p> <p>ウ 管理運用業務の専門性を組織的に向上させるため、平成18事業年度においては、民間における運用実務経験者を含めた職員を新たに8名採用した。これらの者の配置については、運用機関の選定及び評価のために必要な株式及び債券に係る実務経験、資金運用手法のあり方及びポートフォリオの見直しのために必要な年金基金における実務経験並びに大学院における金融工学分野の研究経験等が活かせるよう考慮した上で、必要な部署に配置した。</p> <p>エ 職員の勤務実績を適正に給与へ反映させるための号俸の細分化等を通じたこれまでの勤務年数を主要因とする給与上昇の抑制のための給与上昇カーブのフラット化及び職務・職責を端的に反映させるための役職手当の定期化を内容とする給与改正案を策定した。</p> |
|--|--|---|

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
|  |  | (2) 人事評価制度の実施に伴う研修をすべての職員に行うとともに、管理職等を対象とした評価制度を実施する。 | (2) 人事評価制度は、職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、業務遂行への取組み及び成果を評価する「実績評価」並びに職員の職務遂行能力を評価する「能力評価」を行うものである。<br>平成18事業年度においては、人事評価制度に係る人事評価制度実施計画書(案)及び人事評価制度実施規程(案)を策定し、管理職(課長相当職以上)を対象に、人事評価制度の目的及び評価方法等について研修を3回実施し、能力評価について一次評価者(課長相当職)及び二次評価者(部長相当職)による評価シートの作成等を実践的に試みるなど、平成19事業年度に向けて準備を進めた。 |
|--|--|---|---|

| 評価の視点                                | 自己評定<br>(理由及び特記事項)   | 【評価項目1】<br>A  | 評定<br>A |
|--------------------------------------|--|---|---------|
| ○中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。 | <p><b>【組織編成及び人員配置の見直し】</b></p> <p>○ 管理運用法人が担う業務を効率的かつ効果的に実施するため、次とおり、理事長による意思決定を支える体制づくり並びに従来の各部等の業務分担及び組織・人員体制の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理会議及び企画会議の設置</li> <li>・総務部監査課を理事長直轄の監査室として独立</li> <li>・総務部及び経理部を統合し、管理部として再編</li> <li>・運用部にリスク管理等強化のための専任担当部署を新設</li> </ul> <p>また、事業年度中途であっても積極的な見直しを心がけ、情報化の推進等の強化、契約手続きの公正性確保及び法令遵守等の徹底等の特定の目的に適切かつ迅速に対応するための横断的な会議体の設置、情報化統括責任者(CIO)の配置及び同補佐官の公募・選定、資金の管理及び運用等に係る専門的能力の高い者の採用及びその能力が最大限に発揮できる部署への配置並びに調査分析機能の向上及びインハウス運用の牽制機能強化を図るための組織再編並びに業務量に応じた人員配置を可能とするなど組織の効率的運営を図るために係制廃止の検討、職員の勤務実績を適正に給与へ反映させるなどのための給与改正案の策定を行った。</p> | <p>○ 経営管理会議、企画会議等理事長の意思決定を支える体制づくりや組織・人事体制の見直しなどを進めている。</p> <p>○ 独法新設に伴い、内部組織の新設、再編を積極的に行った。</p> <p>○ 組織編成、人員配置、業務運営体制について、様々な対応が行われている。</p> <p>○ 組織再編を適切に行い、人事評価制度も想定以上に適切に行っていっている。</p> <p>○ 目標以上の実績を評価します。目標だけにこだわらず、独自の創意工夫がよく行われていて評価できる。</p> <p>○ 監査室を理事長直轄下におくなど適切な内部管理が行われている。年金福祉研究会の不適切な問題について総合評価で触れているが、記載については配慮が必要と考えます。(削除という意味ではありません。)</p> |         |
| ○中期目標期間中に人事評価制度を創設し、実施したか。           | <p><b>【人事評価制度の創設】</b></p> <p>○ 職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を目的として人事評価制度実施計画書(案)並びに人事評価制度実施規程(案)を策定した。</p> <p>また、管理職(課長相当職以上)を対象として、人事評価制度の目的及び評価方法等について研修を3回実施し、能力評価についての課題の把握のために、一次評価者(課長相当職)及び二次評価者(部長相当職)による評価シートの作成等を実践的に試み、平成19事業年度に向けて準備を進めた。</p>   |   |         |

○組織編成及び人員配置の見直しや人事評価制度の実施等により、効率的な業務運営体制を確立したか。

**【業務運営体制の整備】**

- 組織編成を見直し、情報化統括責任者（C I O）の設置等により、管理機能のスリム化・効率化、適正な監査の確保、リスク管理の強化及び情報化の適正な推進のための組織整備等を図ることができた。また、経営管理会議及び企画会議の設置・運営により、理事長が、事業の進捗状況等を適時適切に関係幹部とともに共有して把握するとともに理事長に対する必要な判断材料の提供等を通じた迅速・適確な意思決定に資する組織体制整備の基盤を確立することができた。
- 人員配置の見直し及び採用者の適所への配置の結果、本年度実施した外国債券アクティブの運用受託機関構成の適切な見直し、リスク管理の充実強化、業務・システム最適化計画の年度内策定、各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表の充実及び迅速化等、効率的な業務運営について一定の成果を上げることができた。  
また、法務、税務等の外部専門機関を引き続き活用した結果、業務の効率化に大いに寄与した。
- 人事評価制度については、管理職を対象とした人事評価の研修及び実践的な試みを通じて、平成19事業年度の実施に向けた基盤を整えることができた。

| 中 期 目 標                  | 中 期 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績  |
|--------------------------|---|---|---|
| <b>第2 業務運営の効率化に関する事項</b> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>2. 業務運営能力の向上</b></p> <p>職員の採用に当たっては、資質の高い人材を広く求めるとともに、職員の資質の向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、他の関係機関との人事交流等に積極的に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図ること。</p> <p><b>2. 業務運営能力の向上</b></p> <p>職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p> <p>また、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>2. 業務運営能力の向上</b></p> <p>(1) 職員の採用に当たっては、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(2) 研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>2. 業務運営能力の向上</b></p> <p>(1) 職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等の募集を行った。</p> <p>また、運用実務経験者等を募集するに際し、証券アナリスト等の資格を保有し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」を設置し、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。</p> <p>これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し、又は採用決定した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年9月より順次採用8名（平成18事業年度採用実績）           <ul style="list-style-type: none"> <li>米国証券アナリスト 2名 (CFA協会認定証券アナリスト)</li> <li>修士号（米国大学院）3名</li> <li>証券アナリスト 5名</li> <li>第1種情報処理技術者1名</li> <li>第2種情報処理技術者1名</li> </ul>           (人數は延べ)         </li> <li>・平成19年4月1日付け採用5名（平成18事業年度に採用内定）<br/>(応募者総数196名)</li> </ul> <p>(2) 職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、平成18事業年度の研修を次のとおり実施した。<br/>(合計 62回、延べ561名参加)</p> <p>① 一般研修（職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修）</p> <p>ア コンプライアンス研修<br/>法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守についての職員の意識向上を図った。<br/>3月開催（参加人数 82名）</p> <p>イ メンタルヘルス研修<br/>職員の健康保持増進を図る観点から、職員個々の「こころの健康診断」を実施し、メンタルヘルスについての意識向上を図った。<br/>12月開催（参加人数 78名）</p> <p>ウ 管理職及び中堅職員研修<br/>管理能力の向上などを図る観点から、課長代理及び係長の研修を実施した。</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>(管理職) 3月開催（参加人数 5名）<br/>     (中堅職) 3月開催（参加人数 6名）</p> <p>エ 基礎研修<br/>     今年度に採用した職員の基礎知識の習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等について研修を実施した。<br/>     9月～2月開催：5回（参加人数 8名）</p> <p>オ 担当者研修<br/>     担当職員の資質の向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。<br/>     7月～2月開催：9回（参加人数 延べ12名）</p> <p>② 業務研修（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修）</p> <p>ア 初級・中級業務研修<br/>     年金積立金の管理及び運用に係る業務に必要となる基礎知識の習得及び必要な知識のレベルアップを図るための研修を実施した。<br/>     (初級) 4月：8講座（参加人数 10名） 9月：9講座（参加人数 9名）<br/>     (中級) 12月～3月：12講座（参加人数 16名）</p> <p>※ 初級・中級業務研修については、研修終了後に受講者から実施した講座内容、今後実施してほしい講座内容等に係るアンケート調査を行い、その調査結果を踏まえ、新たに演習項目を探り入れるなど、よりよい研修内容に改善していくための取組みを進めた。<br/>     また、資金運用分野に係る知識向上は職員全体の課題であるとの観点から、受講対象を管理部・監査室を含めた職員全体に拡大した。</p> <p>イ 外部有識者研修<br/>     隔月1回程度、外部有識者を講師として招き、運用受託機関構成の見直しや内外債券運用等をテーマとした研修を実施した。<br/>     5月～3月：6回（参加人数 延べ193名）</p> <p>ウ 情報システム研修<br/>     ITリテラシーの向上を図るための研修を実施した。<br/>     3月開催（参加人数 73名）</p> <p>③ 外部セミナー等への参加<br/>     資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るために、外部で企画されたセミナー等に参加させた。<br/>     34セミナー（参加人数 延べ69名）</p> <p>④ 専門実務研修の一環として、金融等に関する基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として、職員の大学院入学の補助制度を創設し、職員1名を対象者として決定した（平成19年4月から入学開始。）。</p> <p>⑤ 資金運用等の分野に関連する資格取得を支援するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。</p> |
|--|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | (3) 職員の業務運営能力の向上を図る観点から、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流を行うための検討を行う。 | (3) 他の関係機関との人事交流については、職員の業務運営能力の向上を図る観点から、専門性を確保すること等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討に着手した。<br>また、管理運用法人設立前の平成17事業年度に引き続き、独立行政法人勤労者退職金共済機構の要請を受け、研修生として当該機構職員1名を受け入れた。 |
|--|--|---|

| 評価の視点   | 自己評定  | A | 【評価項目2】  | 評定 | A |
|---|---|---|--|----|---|
| ○運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。                 | (理由及び特記事項)  |   |  |    |   |
| ○資質の高い人材を確保できるような待遇・評価体制を導入したか。                       |   |   |  |    |   |
| ○職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。 |   |   |  |    |   |
|   | 【運用経験者の採用】  |   | ○ 専門性の高い多様な人材の確保に努めたほか、職員研修の充実、拡大等に注力しており、職員への啓発効果が上がっているものと認められている。   |    |   |
|   | ○ 運用経験者の採用に当たっては、ホームページによる募集に加え、新聞求人広告・転職情報サイト等できる限り多様な手法を用いるとともに、証券アナリスト等の資格を保有し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするなど、資質の高い人材をより広く募集を行った。  |   | ○ 紹介に制約がある中で、外部人材に専門性を求め、採用してきた。専門性UPのための研修を行った。   |    |   |
|   | その結果、米国大学院経営学修士号(MBA)の保有者、信託銀行及び投資顧問会社において株式及び債券に係る管理運用の企画、情報システム等の実務経験や専門的知識を有する者、ファンドマネージャー経験者等多様な人材を採用することができた。  |   | ○ 人材の専門性の高度化を進めるための様々な対策が行われている。その中で職員の大学院入学の補助制度を創設されたとのことですが、仮に補助を受けた職員が学位取得後もなくして退職した場合の対応について慎重なる対応を是非ともお願いさせていただきたいと思います。また、独立行政法人に対する制約がある中で優秀な人材を確保するために十分な給与を支給できないという問題があるものの、インセンティブを損なうことのないよう、業績に応じた給与水準の格差もある程度はやむを得ないので、という感想も持ちました。(給与のみならず、職務内容がインセンティブにとって重要であるとの議論はあるかと思いますが。) |    |   |
|   | 【待遇・評価体制の整備】  |   | ○ 採用体制、研修制度とともに評価できる。  |    |   |
|   | ○ 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専門性が最大限活かせる部署に決定した。  |   | ○ 運用経験者の中途採用について、給与水準の制約の中で最大限の努力を行っていると評価される。職員研修についても適切に実施している。  |    |   |
|   | また、待遇等については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定した。   |   | ○ 職員研修など充実させているが、特段に高い評価とする事由としては難しい。  |    |   |
|   | 【職員研修の実施】   |   |  |    |   |
|   | ○ 職員の資質の向上を図るため、年間28回の研修を実施し、延べ492名を受講させた。実施に当たっては、あらかじめ目的及びそのために必要なカリキュラム内容並びにふさわしい担当講師を検討の上、多様なメニューにより構成される研修計画を策定して計画的に実施した(具体的には、職員の基礎的な資質向上及び福利厚生のための一般研修(コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、管理職及び中堅職員研修、基礎研修、並びに担当者研修)、資金の管理運用及びITの分野に係る専門的及び実務的な研修(初級・中級業務研修、外部有識者研修、及び情報システム研修))。 |   |  |    |   |
|   | これにより日進月歩の金融工学等の成果を可能な限り吸収とともに、コンプライアンスやITリテラシーの向上に寄与することができた。  |   |  |    |   |
|   | ○ 初級・中級業務研修については、既受講者へのアンケート調査による結果を反映させたものとし、受講者の希望を汲み取った内容のものとした(統計学的内容の追加等)。また、受講対象者の範囲を管理運用業務に直接携わらない職員にも拡大することにより、延べ35名が参加し職員の年金積立金の管理及び運用に関する資質の向上を図った。   |   |  |    |   |
|   | ○ 専門実務研修の一環として、金融等に関する基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として、職員の大学院入学の補助制度を創設した(平成19事業年度当初より1名が入学)。   |   |  |    |   |

○資金運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。

○資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。

○中期目標期間中に他の関係機関との人事交流に取り組んだか。

#### 【証券アナリスト資格取得の支援措置】

- 資金運用等の分野に係る資格の取得を支援するため、証券アナリスト通信教育講座受講料の支援を行い、職員の専門性向上を図った。

#### 【証券アナリストの資格取得者の増加】

- 実務研修や資金運用等の分野に係る資格の取得の支援及び運用経験者の採用により、証券アナリストの資格取得者が、期首 7 名から期末 13 名に増加するなど、職員の自己啓発に積極的に取り組む姿勢を導き出す環境をつくることができた。
- 採用者については、外国債券アクティブ運用受託機関をどのような構成とするか等について、実際の運用経験や高度な専門的知識を有する者ならではの能力を早速発揮するとともに、他の職員への刺激・啓発効果をもたらすなどの成果も上がっており、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与している。

#### 【他の関係機関との人事交流】

- 独立行政法人勤労者退職金共済機構から職員 1 名を研修生として受け入れ、パッシブ運用に係る管理及び運用の部署に配置した。その他の人事交流については、職員の能力、適性、専門性の確保等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討に着手した。

| 中 期 目 標                  | 中 期 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|--------------------------|---|---|--|
| <b>第2 業務運営の効率化に関する事項</b> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>3. 業務管理の充実</b></p> <p>業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価等を適切に行うとともに、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行うこと。</p> <p><b>3. 業務管理の充実</b></p> <p>中期計画及び年度計画の達成状況等を組織的かつ定期的に把握し、内部評価を実施することにより、業務の改善を図り、円滑な業務運営に資するよう努める。</p> <p>また、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。</p> <p>さらに、外部監査を毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。</p> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>3. 業務管理の充実</b></p> <p>(1) 中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等については、四半期ごとに検証を行い、内部評価を実施することにより必要に応じて業務運営の改善を行うなど、円滑な業務運営に努めるとともに、その結果を職員一人一人に周知することにより、職員のさらなる意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、委員会を設置するなど内部統制を含めた業務管理の充実を行う。</p> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>3. 業務管理の充実</b></p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中期計画及び年度計画の達成状況等について、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において各四半期終了後に把握した。その際、各個別の目標ごとの評価を併せて行い、問題点や課題を抽出するとともにその解決策を見つけるように努め、事業運営の改善が図られるようにした。</li> <li>② 主な業務改善への反映状況等は次のとおりである。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 外国債券アクティブ運用に係る既存の運用受託機関に対する総合評価結果を早期に取りまとめ、それを踏まえて新規公募に係る運用受託機関の審査を行うことにより効率的な運用受託機関構成の見直しを実施した。また、投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、外国債券アクティブ運用に係る各運用受託機関構成に対して設定するベンチマークの変更を検討した（平成19事業年度当初から適用）。</li> <li>イ 各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表に係る様式の改善と公表の早期化を実施した。</li> <li>ウ 運用経験者の募集に当たって掲載媒体の多様化を図った。</li> <li>エ 初級・中級業務研修の対象範囲の拡大及び既受講者へのアンケート調査による結果を反映させた研修内容の改善を図った。</li> <li>オ 競争入札の積極的実施に努めた。</li> </ul> </li> </ul> <p>(参考：各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表に係る改善の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 資料冒頭に運用状況のポイントを集約して記載。</li> <li>ii リスク管理の観点から、従来の運用資産額及び資産構成割合に加え、移行ポートフォリオからの乖離状況を追加。</li> <li>iii 各資産ごとの対ベンチマーク超過リターンについては、従来の四半期ごとに加え、年度通期の超過リターンを追加。</li> </ul> <p>③ 職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任等の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理を次のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 管理運用法人設立に当たり、管理運用法人の使命及びそれに対する役職員の取組み姿勢として「使命・運用理念・行動指針」を策定し、役職員に周知を行うとともに、ホームページにも掲載した。</li> </ul> |

|       |                        | <p>イ 幹部職員と法務に関する有識者である第三者で構成する「コンプライアンス委員会」を設置し、次の事項を審議することにより、法令遵守及び受託者責任等の徹底を図るとともに、コンプライアンスの推進を行うこととし、平成18事業年度においては、1回開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i コンプライアンスの推進</li> <li>ii 違反行為等の再発防止策 等</li> </ul> <p>なお、コンプライアンス推進のための当面の対応として、役職員の服務規律の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を作成することとし、これに着手した。</p> <p>また、全役職員を対象に、外部講師（弁護士）によるコンプライアンス研修を実施した。（第1.2.(2)①ア 再掲）</p> <p>ウ 管理運用法人運営におけるリスク管理体制を確保するため、リスク管理に関する重要事項を審議する「運営リスク管理委員会」を設置するとともに、各部署におけるリスク管理体制について規定した「運営リスク管理規程」を制定し、役職員への周知を図った。</p> <p>エ 公益通報者保護法及び公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドラインを踏まえ、役職員の法令その他の規程等の違反等に関する通報処理を行う内部通報制度を設けるとともに、役職員へ周知を図った。</p> <p>なお、当該制度を実効性のあるものとするため、通報の受付窓口を管理運用法人内部に設けるだけでなく、顧問弁護士にも担ってもらうことするとともに、通報の段階から理事長及び監事に報告することとした。</p> <p>(2) 監事及び監査法人の監査は毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。</p> <p>(2)</p> <p>① 監事による監査については、</p> <p>ア 平成18年4月に、監査の実施に関する権限等を規定した監事監査規程を制定し、理事長あて通知した。</p> <p>イ 平成18事業年度監事監査計画に基づき、諸規程等の整備状況に関する監査を通年で実施するとともに、年金資金運用基金の平成17事業年度決算監査を管理運用法人と独立行政法人福祉医療機構が従前の例により実施した。</p> <p>また、業務運営状況の監査について、次のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1392 1092 2084 1240"> <thead> <tr> <th>年月</th><th>所管部（課）名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.12</td><td>管理業務（管理部総務課）</td></tr> <tr> <td>19. 1</td><td>管理業務（管理部経理課）</td></tr> <tr> <td>19. 2</td><td>管理運用業務（企画部）</td></tr> <tr> <td>19. 3</td><td>管理運用業務（運用部）、監査業務等（監査室）</td></tr> </tbody> </table> <p>② 監査法人による監査については、平成18事業年度の期中監査を毎月実施するとともに、年金資金運用基金の平成17事業年度決算について会計監査を実施した（平成18事業年度決算についての会計監査は、平成19年6月に実施）。</p> | 年月 | 所管部（課）名 | 18.12 | 管理業務（管理部総務課） | 19. 1 | 管理業務（管理部経理課） | 19. 2 | 管理運用業務（企画部） | 19. 3 | 管理運用業務（運用部）、監査業務等（監査室） |
|-------|------------------------|--|----|---------|-------|--------------|-------|--------------|-------|-------------|-------|------------------------|
| 年月    | 所管部（課）名                |  |    |         |       |              |       |              |       |             |       |                        |
| 18.12 | 管理業務（管理部総務課）           |  |    |         |       |              |       |              |       |             |       |                        |
| 19. 1 | 管理業務（管理部経理課）           |  |    |         |       |              |       |              |       |             |       |                        |
| 19. 2 | 管理運用業務（企画部）            |  |    |         |       |              |       |              |       |             |       |                        |
| 19. 3 | 管理運用業務（運用部）、監査業務等（監査室） |  |    |         |       |              |       |              |       |             |       |                        |

|        |                       | <p>③ 平成18事業年度内部監査については、平成18事業年度内部監査実施計画及び監査マニュアル等に基づき、次のとおり法令遵守及び受託者責任が徹底されているか等を中心にして書面及び執務現場での実地監査を実施し、それぞれ内部監査報告書にまとめ、理事長へ提出するとともに、各部へ結果報告を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th><th>所管部（課）名</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18. 8</td><td>運用部インハウス運用課</td><td>自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査</td></tr> <tr> <td>18. 9</td><td>運用部運用管理課・管理業務課</td><td>資産全体及び運用機関ごとのリスク管理体制等に関する監査</td></tr> <tr> <td>18. 10</td><td>管理部経理課</td><td>支出及び契約等に関する監査</td></tr> <tr> <td>18. 11</td><td>運用部インハウス運用課</td><td>自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査</td></tr> <tr> <td>18. 12</td><td>運用部運用管理課・管理業務課</td><td>資産全体及び運用機関ごとのリスク管理体制等に関する監査</td></tr> <tr> <td>19. 1</td><td>管理部総務課</td><td>全体</td></tr> <tr> <td>19. 2</td><td>運用部インハウス運用課<br/>管理部経理課</td><td>自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査<br/>全体</td></tr> <tr> <td>19. 3</td><td>企画部<br/>運用部</td><td>企画部<br/>全体</td></tr> </tbody> </table> <p>④ 内部監査の充実・強化については、次の取組みを実施した。</p> <p>ア 業務組織から独立させた監査体制を確立するため、管理運用法人設立時に理事長直轄の監査室を新設し、監査体制の強化を図った。</p> <p>イ 内部監査のあり方等を検討（監査事項等の全面的な見直し及びコンプライアンス事項の全面的な点検等を含む。）し、管理運用法人における内部監査の基本的考え方を策定した。</p> <p>ウ 監査チェックリスト及び内部監査実施手順書等の監査マニュアルを策定した。なお、実施計画の策定に当たっては、監事と協議・意見交換を行い連携を図った。</p> <p>エ 内部監査の終了後、監査対象部署との間で、指導事項等の認識の共有や今後の迅速な業務改善への反映を目的とした意見交換会を実施するとともに、指導事項等の改善状況のチェックのためのフォロー監査を実施した。</p> | 年月 | 所管部（課）名 | 備考 | 18. 8 | 運用部インハウス運用課 | 自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査 | 18. 9 | 運用部運用管理課・管理業務課 | 資産全体及び運用機関ごとのリスク管理体制等に関する監査 | 18. 10 | 管理部経理課 | 支出及び契約等に関する監査 | 18. 11 | 運用部インハウス運用課 | 自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査 | 18. 12 | 運用部運用管理課・管理業務課 | 資産全体及び運用機関ごとのリスク管理体制等に関する監査 | 19. 1 | 管理部総務課 | 全体 | 19. 2 | 運用部インハウス運用課<br>管理部経理課 | 自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査<br>全体 | 19. 3 | 企画部<br>運用部 | 企画部<br>全体 |
|--------|-----------------------|--|----|---------|----|-------|-------------|-------------------------|-------|----------------|-----------------------------|--------|--------|---------------|--------|-------------|-------------------------|--------|----------------|-----------------------------|-------|--------|----|-------|-----------------------|-------------------------------|-------|------------|-----------|
| 年月     | 所管部（課）名               | 備考   |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |
| 18. 8  | 運用部インハウス運用課           | 自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査  |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |
| 18. 9  | 運用部運用管理課・管理業務課        | 資産全体及び運用機関ごとのリスク管理体制等に関する監査  |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |
| 18. 10 | 管理部経理課                | 支出及び契約等に関する監査  |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |
| 18. 11 | 運用部インハウス運用課           | 自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査  |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |
| 18. 12 | 運用部運用管理課・管理業務課        | 資産全体及び運用機関ごとのリスク管理体制等に関する監査  |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |
| 19. 1  | 管理部総務課                | 全体   |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |
| 19. 2  | 運用部インハウス運用課<br>管理部経理課 | 自家運用業務に係るリスク管理体制等に関する監査<br>全体  |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |
| 19. 3  | 企画部<br>運用部            | 企画部<br>全体  |    |         |    |       |             |                         |       |                |                             |        |        |               |        |             |                         |        |                |                             |       |        |    |       |                       |                               |       |            |           |

| 評価の視点  | 自己評定 | A | 【評価項目3】<br>(理由及び特記事項)  | 評定 | A  |
|--|------|---|--|----|--|
| ○中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等について、組織的かつ定期的に把握しているか。       |      |   | <p><b>【中期計画及び年度計画の進捗・達成状況の把握】</b></p> <p>○ あらかじめ策定した四半期ごとの目標とそれらの進捗・達成状況を、組織的かつ定期的に把握するため、経営管理会議において、各四半期が終了するごとに、項目ごとの実績を報告し、業務の遂行状況をきめ細かく、確実に把握した。</p>   |    | <p>○ 業務改善指示サイクルによって年度計画の達成状況の把握等ができる体制が出来ている。コンプライアンス委員会の設置や行動指針の策定は基本的に重要な枠組みと評価できる。なお、先行の年金福祉事業団時代の任意団体が行って事業についての不正事件は、本独法とは直接関係ないものであるが、法人の社会的信用に関わるものとして、今後のコンプライアンス面の強化をさらに進められたい。</p> |
| ○内部評価を組織的かつ定期的に行っているか。                           |      |   | <p><b>【内部評価の実施】</b></p> <p>○ 内部評価を組織的かつ定期的に行うため、四半期ごとの目標及びその進捗・達成状況を経営管理会議において把握する際に内部評価を実施した。その際、問題点や課題の抽出とその解決策を見出すように努め、次期四半期以降において事業運営の改善が図られるようにした。</p>   |    | <p>○ 内部統制の充実が図られている。牽制組織（監査室）を外出し、独立させた。今後の機能を見てみたい。</p>   |
| ○業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価の実施が業務改善や円滑化に反映されているか。 |      |   | <p><b>【自己評価の業務改善や円滑化の反映】</b></p> <p>○ 四半期ごとの目標と実績の乖離状況を把握することに併せて行った内部評価については、その結果を踏まえて、役員によるトップダウンの指示が行われるとともに、各担当職員へのフィードバックの後にボトムアップの解決策の提案がなされるなど、業務改善・円滑化に反映させることができた。</p>  |    | <p>○ 内部評価、内部監査等について中期計画に沿った対応が行われた。</p> <p>○ システム化された管理で効率的に運営されていて大変好感が持てる。</p> <p>○ 四半期報告のサイクルを設け、評価を実施することとしたことは評価できる。</p> <p>○ 年金福祉研究会の不祥事については、本独法以前の時期の問題であり、評価外とした。</p>               |
| ○内部統制を含めた業務管理の充実のための措置をとり、職員の意識改革を図ったか。          |      |   | <p><b>(参考：業務改善・円滑化の例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国債券アクティヴに係る既存の運用受託機関に対する総合評価結果を早期に取りまとめ、それを踏まえて新規公募に係る運用受託機関の審査を行うことにより効率的な運用受託機関構成の見直しを実施した。また、投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、外国債券アクティヴ運用に係る各運用受託機関構成に対して設定するベンチマークの変更を検討した（平成19事業年度当初から適用）。</li> <li>・ 各四半期の管理及び運用実績の状況の公表に係る様式の改善と公表の早期化を実施した。</li> <li>・ 運用経験者の募集に当たって掲載媒体の多様化を図った。</li> <li>・ 初級・中級業務研修の対象範囲の拡大及び既受講者へのアンケート調査による結果を反映させた研修内容の改善を図った。</li> <li>・ 競争入札の積極的な実施に努めた。</li> </ul> <p><b>【業務管理の充実】</b></p> <p>○ 内部統制を含めた業務管理の充実を図るために整備の一環として、役職員の行動規範としての「使命・運用理念・行動指針」の制定、法令遵守の推進のための「コンプライアンス委員会」の設置、管理運用法人運営上のリスク管理体制を確保するための「運営リスク管理規程」の制定及び法令遵守に資する「内部通報制度」の設置を行うとともに、それらを役職員に周知することで、職員の意識改革への取組みを行った。</p> |    |  |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>○ 各業務の目標設定、達成度合いの把握とそれに対する評価を四半期ごとに繰り返すとともに、経営管理会議において四半期ごとの目標の達成状況に係る把握及び内部評価結果に対して個別事項ごとに周知することを通じて、職員一人一人が自己的業務遂行上の課題の把握及び解決を通じた業務運営の改善を視野に置いて業務を行うよう図った。</p> <p><b>【監事による監査】</b></p> <p>○ 監事による監査については、平成18事業年度監事監査計画に基づき、諸規程等の整備状況に関する監査を通常で実施するとともに、年金資金運用基金の平成17事業年度決算監査を管理運用法人と独立行政法人福祉医療機構が従前の例により実施した。<br/>また、業務運営状況の監査について、平成18年12月から平成19年3月にかけて5回実施した。</p> <p><b>【監査法人による監査】</b></p> <p>○ 監査法人による監査については、平成18事業年度の期中監査を毎月実施するとともに、年金資金運用基金の平成17事業年度決算について会計監査を実施した（平成18事業年度決算についての会計監査は、平成19事業年度に実施）。</p> <p><b>【内部監査の充実・強化】</b></p> <p>○ 業務組織から独立させた監査体制を確立するため、管理運用法人設立時に理事長直轄の監査室を新設し、監査体制の強化を図った。また、管理運用法人における内部監査の充実・強化を図るため、内部監査のあり方等を検討し、内部監査の基本的考え方及びこれを踏まえた平成18年度監査実施計画及び監査マニュアル（監査チェックリストや内部監査実施手順書等）を策定した。なお、同実施計画の策定に当たっては、監事と協議・意見交換を行い連携を図った。また、監査の結果を、今後の業務改善に活かすことこそが重要との認識に立ち、関係部署と意見交換会を実施するとともに、指導事項等の改善状況のチェックのためのフォロー監査を通じて、指導事項等の認識の共有や迅速な業務改善を図ることができた。</p> <p>○ 平成18事業年度内部監査については、平成18事業年度内部監査実施計画及び監査マニュアル等に基づき、法令遵守及び受託者責任が徹底されているか等を中心に書面及び執務現場での実地監査を実施し、それぞれ内部監査報告書にまとめ、理事長へ提出するとともに、各部へ結果報告を行った。</p> <p>○ 以上とのおり、法令遵守及び受託者責任の徹底が監査を通じて行われたことに加えて、内部監査の実施体制や内容についても充実・強化が図られた。</p> |
|--|--|

| 中 期 目 標  | 中 期 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|--|--|--|--|
| <b>第2 業務運営の効率化に関する事項</b>   | <b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  | <b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  | <b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  |
| <p><b>4. 事務の効率的な処理</b></p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。</p> <p>(2) 業務及びシステムの最適化を図るため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施すること。</p> | <p><b>4. 事務の効率的な処理</b></p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。</p> <p>(2) システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、業務運営の合理化及びシステム調達における透明性の確保等を図る。このため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施すること。</p> | <p><b>4. 事務の効率的な処理</b></p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。</p> <p>(2) 業務及びシステムの最適化を図るため、業務・システムの監査、刷新可能性調査を踏まえ、平成18年度中に業務・システムの最適化計画を策定し、公表する。</p> <p>また、業務・システム最適化計画に基づき、平成18年度中に資産統合管理システムの見直しに着手する。</p> | <p><b>4. 事務の効率的な処理</b></p> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用に関する情報システム（以下「資産統合管理システム」という。）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理運用法人設立時における独立行政法人会計基準への移行に伴う改修を行い、会計基準の変更に対して適切に対応した。</li> <li>② 自ら実施していた自家運用に係る資産管理業務を資産管理機関へ委託（平成17事業年度実施）したことによる所要の改修を行い、資産管理方法の変更に対して適切に対応した。</li> <li>また、情報端末の見直しを実施し、金融情報取得端末機を4台削減した。</li> </ul> <p>③ 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下、「実現方策」という。）に基づき、次のとおり情報化の推進等に係る体制を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 管理運用法人内を総合調整して推進する責任者として「情報化統括責任者（CIO）」を設置し、理事を充てた（5月）。</li> <li>イ 情報化統括責任者（CIO）に対する支援及び助言等を行うことを任務とし、情報システム等に関する専門的知見及び経験を有する「情報化統括責任者（CIO）補佐官」を外部から公募し、選定した（8月）。</li> </ul> <p>また、これらに加えて情報化の推進等に係る体制を強化するために、次の方策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 審議役の所掌に情報化の推進等を加え、担当部署の責任者として位置づけるとともに、採用者を新たに配置し、担当者を増員した。</li> </ul> <p>エ 業務の効率的な実施を図るため「情報システム委員会」を設置し、平成18事業年度においては、7回開催した。</p> <p>また、当該委員会の下部組織として、IT関連の案件選定及び進捗管理を行うプログラムマネジメント分科会及びIT関連プロジェクトの効率的な実施を図るためにプロジェクトマネジメント分科会を関係部署にまたがって設置する方向で準備に着手した（平成19事業年度実施）。</p> <p>(2) 「実現方策」に基づき、次のとおり業務・システムの最適化に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務・システムの監査及び刷新可能性調査（平成17事業年度実施）の結果において、運用状況把握の迅速化の必要性及びセキュリティ対策が不十分であるとの指摘を受けたことを踏まえ、業務・システム最適化計画（案）の策定作業を進め、平成19年2月下旬には、当該計画（案）に対してパブリックコメントを募集し、平成19年3月28日に、中期目標及び「実現方策」の要請よりも1年前倒しで、業務・システム最適化計画を決定、公表した。</li> </ul> <p>その内容については、資産管理機関からのデータ受領の日次化、データ標準化作業の外部専門家への委託、データベースの一元管理化、経理帳票の見直し等をすすめ、併せてセキュリティ対策や処理能力も強化して、業務の効率化を図ることとした。</p> |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>(3) 電子化・ペーパーレス化等により、事務の効率的かつ迅速な処理を推進すること。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p> | <p>(3) 事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進する。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p> | <p>(3) 管理運用法人 LAN を有効に利用し、各種規程関係など文書の電子化・ペーパーレス化を図り、事務処理の迅速化及び効率化を行う。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p> | <p>率化及び質の向上を図るものとした。</p> <p>② 平成19事業年度の調達実施に向けて、業務・システム最適化計画を踏まえ調達仕様書（案）を作成し、資産統合管理システムの見直しに着手した。</p> <p>③ 管理運用法人 LAN を活用して、役職員が共有して使用する文書の閲覧及びメールによる連絡文書の周知を行うとともに、台帳等を電子化するなど文書の電子化・ペーパーレス化を図った。</p> <p><b>【平成18事業年度に LAN を活用した主な業務等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 文書管理台帳の電子化</li> <li>② 総合法令検索システムを活用した内部規程等の電子化</li> <li>③ スケジュール管理、会議資料等の管理運用法人内情報の共有化</li> <li>④ 管理運用法人内の連絡・通知・回付文書の電子化</li> <li>⑤ 資料作成における調整作業</li> </ul> |
|---|---|--|--|

| 評価の視点  | 自己評定<br>(理由及び特記事項)  | S | 【評価項目4】  | 評定<br>A |
|--|---|---|--|---------|
| <p>○中期目標期間中に運用資産の管理等に関するシステムの整備等を行い、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行ったか。</p> <p>○システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p> <p>○業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務及びシステムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p> <p>○事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進したか。</p> | <p><b>【システムの整備】</b></p> <p>○ 資産統合管理システムの改修については、業務・システム最適化計画も視野に入れて中期的な観点から案件を精査し、計画的なシステム整備に努めた。この結果、独立行政法人会計基準への移行も計画どおり進み、年金積立金の管理及び運用の効率的な実施を確保することができた。</p> <p><b>【システム構成及び調達方式の見直し】</b></p> <p>○ 情報端末の見直しを実施し、金融情報取得端末機を4台削減した。</p> <p><b>【業務・システム最適化計画の策定・公表】</b></p> <p>○ 管理運用法人内における情報化の推進等のため、平成18年5月に理事を委員長とする「情報システム委員会」を設置し、管理運用法人内における情報化統括責任者（C I O）及び情報化統括責任者（C I O）補佐官の設置並びに業務・システム最適化計画の策定について検討を行った。</p> <p>○ C I O補佐官を平成18年8月に配置するとともに、業務・システム最適化計画については、C I O補佐官の適切な助言・指導もあり、中期目標等における期限よりも1年前倒しで策定・公表することができた。</p> <p>○ その内容については、データ受領のタイミングを月次から日次に短縮し運用状況把握の精度を向上させること、一元管理化したデータベースの利用により資料作成業務を効率化し精度を向上させること、データ標準化作業の外部専門家への委託等の業務見直しにより効率化を図り業務体制を適正化させること、セキュリティ対策の強化により預かり資産の保全をより強固なものとさせること等を図るものとした。</p> <p><b>【事務処理の電子化・ペーパーレス化】</b></p> <p>○ 役職員が共有している文書の閲覧、内部の周知連絡、文書の回付等について、管理運用法人LANを積極的に活用し、文書のペーパーレス化を推進している。</p> |   | <p>○ 中期目標に対して、1年前倒しで計画の策定、公表が出来ており、前向きに取り組んでいる状況が高く評価できる。今後も着実に進めて欲しいが、すでに金融機関等で開発済みのシステムを活用するなどの工夫もしていただきたい。</p> <p>○ 当然あるべきシステム。（システムの）使い方について今後を見てみたい。前倒しは評価できるが。</p> <p>○ システムの整備、業務システム最適化に関する対策については、システム整備が実際の業務への改善にどれだけ反映されたかという面からの評価が必要。</p> <p>○ システム整備の進展については評価できる。ただし、現状は運用状況の把握に終始しており、将来のリスク管理体制の強化に向けた情報利用という視点が欠落している。</p> <p>○ 1年前進して大変よい。</p> <p>○ 中期目標、中期計画に対し、スピード感のある年度計画を立案し、実行したことは評価できる。</p> <p>○ 事務の効率化に当たり、諸事について精度向上のU Pや適正化を掲げているが、年度評価における特段の事情とも言えないのではないか。</p> |         |

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|---|---|---|--|
| <b>第2 業務運営の効率化に関する事項</b> <p><b>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減</b></p> <p>一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。</p> <p>このうち人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年1月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間ににおいても、必要な取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> <p>また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減すること。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準とすること。</p> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減</b></p> <p>一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。</p> <p>このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年1月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間ににおいて、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p> <p>また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上の節減を行う。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現する。</p> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減</b></p> <p>一般管理費及び業務経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置いて、業務の効率化に努める。</p> <p>このうち人件費については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、経費節減を念頭に置いて、業務の効率化に努め、併せて国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関及び資産管理機関の選定に際して、運用手法等に応じて効率的かつ合理的な水準を実現する。</p> | <p><b>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減</b></p> <p>(1) 一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、経費のうち3%超を削減した予算（独立行政法人移行経費、退職手当を除く。）を作成し、その執行に当たり業務の効率化等による節約等を行った結果、予算額に対して89.0%の執行に抑えることができた。</p> <p>(2) 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年1月24日閣議決定）を踏まえた予算を作成し、その執行結果として、予算額に対して93.7%の執行に抑えることができた。なお、平成18年9月より順次中途採用したことにより、平成19事業年度においては、当該採用者にかかる人件費が満年度化するため、人件費の増加が見込まれている。</p> <p>また、「行政改革の重要方針」を踏まえた経費削減目標を達成するため、平成18事業年度においては、次の取組みを行った。</p> <p>① 職員の賞与について、0.1か月分相当の削減を行った。</p> <p>② 平成19事業年度中の実施に向けて、役職手当の定額化等を内容とする給与改正（案）を策定したところであり、国家公務員の給与構造改革を踏まえた内容も取り込んでいる。</p> <p>(3) 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、経費のうち1%超を削減した予算（管理運用委託手数料を除く。）を作成し、その執行に当たり業務計画の見直し等による節約等を行った結果、予算額に対して89.2%の執行に抑えることができた。</p> <p>(4) 管理運用法人における契約手続きの公正性を確保するため、重要な契約案件の契約手続き及び企画競争に関する事項を審議する「契約審査会」を設置し、平成18事業年度においては、6回開催した。</p> <p>また、経費節減の目標を達成するため、契約内容が的確か、予算実施計画内の執行が適切に実施されているかについて把握し、執行管理を行った。</p> <p>① 一般管理費及び業務経費等の各月の執行状況について、毎月、経営管理会議において報告を行った。</p> <p>② 契約方法について競争入札及び企画競争の拡大に努めた。</p> <p>ア 競争入札の実施（7回）（平成17事業年度実施回数3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 業務概況書資料の印刷業務</li> <li>ii 業務概況書等和文英訳業務</li> <li>iii コピー用紙の購入</li> <li>iv 行徳宿舎配水管修繕工事</li> </ul> <p>イ 企画競争契約の実施（7回）（平成17事業年度実施回数1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 調査研究業務</li> <li>ii C I O補佐官委託業務</li> <li>iii 人材紹介業務</li> </ul> |

|                |          |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
|----------------|----------|---|---------------|----------|---------------|----------|----------------|----------|---------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|---------------|----------|----------------|----------|---------------|----------|--------------|----------|
|                |          | <p>ウ その他、次の経費削減策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 旅費規程の見直しを行い、海外旅費に係る支出低減を図った。</li> <li>ii 事務所借料の値下げ交渉を行い、平成19年4月から実施することとした。</li> </ul> <p>(5) 平成18事業年度における管理運用委託手数料の設定及び改定については、次のとおり実施した。</p> <p>①新規応募の運用機関</p> <p>外国債券アクティブ運用受託機関の選定に当たり、管理運用委託手数料率の水準を勘案した評価を実施して、新規応募の運用機関2社の採用を決定した。管理運用委託手数料率の水準については、既存の運用受託機関の水準を概ねの基準として、運用手法を勘案しても若干高めと思われた1運用受託機関について交渉を行い、その結果引下げを実現した。</p> <p>②既存の運用受託機関</p> <p>ア 受託資産額が現在の管理運用委託手数料率表の上限を超える又は超えるおそれのある運用受託機関に対し、管理運用委託手数料率の適減効果が働くよう管理運用委託手数料率の改定を実施した（注：管理運用委託手数料率表は、運用受託機関ごとに決定され、受託資産額階層別に管理運用委託手数料率が規定されているが、当初決定時の管理運用委託手数料率表においては、一定額以下の階層しかない。）。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>i 国内債券アクティブ運用</td> <td>4 運用受託機関</td> </tr> <tr> <td>ii 国内債券パッシブ運用</td> <td>3 運用受託機関</td> </tr> <tr> <td>iii 国内株式パッシブ運用</td> <td>4 運用受託機関</td> </tr> <tr> <td>iv 外国債券パッシブ運用</td> <td>4 運用受託機関</td> </tr> <tr> <td>v 外国株式パッシブ運用</td> <td>3 運用受託機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ パッシブ運用受託機関に対する新規資金配分については、各回ごとに原則として同額としていたが、管理運用委託手数料率の水準を考慮した配分とするよう配分基準を変更した。すなわち総合評価に特段の差がない場合においては、管理運用委託手数料率の水準が低い運用受託機関に多く配分することとした。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>i 国内債券パッシブ運用</td> <td>6 運用受託機関</td> </tr> <tr> <td>ii 国内株式パッシブ運用</td> <td>7 運用受託機関</td> </tr> <tr> <td>iii 外国債券パッシブ運用</td> <td>4 運用受託機関</td> </tr> <tr> <td>iv 外国株式パッシブ運用</td> <td>7 運用受託機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ なお、イの配分基準の変更後について、運用受託機関等説明会などにおいて周知した。その結果、管理運用委託手数料率の水準の引下げについて運用受託機関2社からの自発的な申出があり、管理運用委託手数料率の改定を実施した。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>i 国内債券パッシブ運用</td> <td>2 運用受託機関</td> </tr> </tbody> </table> | i 国内債券アクティブ運用 | 4 運用受託機関 | ii 国内債券パッシブ運用 | 3 運用受託機関 | iii 国内株式パッシブ運用 | 4 運用受託機関 | iv 外国債券パッシブ運用 | 4 運用受託機関 | v 外国株式パッシブ運用 | 3 運用受託機関 | i 国内債券パッシブ運用 | 6 運用受託機関 | ii 国内株式パッシブ運用 | 7 運用受託機関 | iii 外国債券パッシブ運用 | 4 運用受託機関 | iv 外国株式パッシブ運用 | 7 運用受託機関 | i 国内債券パッシブ運用 | 2 運用受託機関 |
| i 国内債券アクティブ運用  | 4 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| ii 国内債券パッシブ運用  | 3 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| iii 国内株式パッシブ運用 | 4 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| iv 外国債券パッシブ運用  | 4 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| v 外国株式パッシブ運用   | 3 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| i 国内債券パッシブ運用   | 6 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| ii 国内株式パッシブ運用  | 7 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| iii 外国債券パッシブ運用 | 4 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| iv 外国株式パッシブ運用  | 7 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |
| i 国内債券パッシブ運用   | 2 運用受託機関 |   |               |          |               |          |                |          |               |          |              |          |              |          |               |          |                |          |               |          |              |          |

| 評価の視点  | 自己評定 | A | 【評価項目5】<br>(理由及び特記事項)  | 評定 | A   |
|--|------|---|--|----|---|
| ○一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上削減したか。  |      |   | <p><b>【一般管理費の削減】</b></p> <p>○ 一般管理費については、消耗品費及び通信運搬費等の節約や一般競争入札、企画競争契約の拡大に努めたこと等により、予算額に対し89.0%の執行となり、削減を行うことができた。<br/>(一般競争入札の平均落札率は、72.6%)</p>   |    | <p>○ 管理運用委託手数料の水準は、相当低いものと認めるが、額としてはかなり大きいものであるので、引き続きの引き下げ努力を期待する。</p> <p>○ 委託手数料の引き下げを淡々と行っている。</p>   |
| ○随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計2017号）等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。        |      |   | <p><b>【契約の見直し】</b></p> <p>○ 契約方法については、少額なものについても一般競争入札を実施するなど、契約の見直しを行い、一般競争入札件数、企画競争件数ともに前年度の実績を上回ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の実施回数昨年度3回から7回へ拡大</li> <li>・企画競争契約の実施回数昨年度1回から7回へ拡大</li> </ul> <p>また、一定金額以上の随意契約について、速やかにホームページ等による公表を行うよう規程を改正し、平成18年4月1日契約分より適宜公表を行った。</p> |    | <p>○ 契約に関して、一般競争入札、企画競争入札の件数が前年を上回ったとのことですですが、総契約件数75件のうち、大半が随意契約であると伺いました。この契約方法の見直しの調整ベースがどれほどのものか、判断が難しいという印象がある。</p> <p>○ 18年度の削減は、努力によるものだけではないので、今後も努力を期待します。</p> |
| ○一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うため、中期目標の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行ったか。 |      |   | <p><b>【人件費の削減】</b></p> <p>○ 人件費については、予算額に対して93.7%の執行に抑えることができた。また、具体的な人件費抑制策として、職員の賞与について0.1か月分相当の削減を行った。</p>  |    | <p>○ 目標値に対し、着実に削減を実行している。また、随契についての取組、情報の公開についても評価できる。</p>  |
| ○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。   |      |   | <p><b>【役職員の給与改定案の策定】</b></p> <p>○ 平成19事業年度の実施に向けて、役職手当の定額化など国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与改正（案）を策定した。</p>   |    |   |
| ○業務経費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減したか。  |      |   | <p><b>【業務経費の削減】</b></p> <p>○ 業務経費については、業務計画の見直し等による節約や企画競争契約の拡大に努めたこと等により、予算額に対し89.2%の執行となり、削減を行うことができた。<br/>(企画競争契約の対予定価格平均契約率は、59.5%)</p>  |    |   |
| ○管理運用委託手数料について、対象資産、パッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現したか。  |      |   | <p><b>【管理運用委託手数料の水準】</b></p> <p>(新規応募の運用機関)</p> <p>○ 新規応募の運用機関採用の際、既存のアクティブ運用受託機関の管理運用委託手数料率の水準を勘案して1運用受託機関と引下げ交渉し、支払い手数料の節減に努めた。</p> <p>この結果を2,500億円の資産規模を基に当初申出の管理運用委託手数料率と交渉後の管理運用委託手数料率で試算すると、約0.9億円の節減が図られている。</p>  |    |   |

(既存の運用受託機関)

- 受託資産額が現在の管理運用委託手数料率表の範囲を超える又は超えるおそれのある運用受託機関に対する管理運用委託手数料率の改定を実施し、支払い手数料の節減を図った。  
この結果を該当する運用受託機関の月末時価平均額を基に、変更前及び変更後の管理運用委託手数料率で試算すると、通減効果により約0.3億円の節減が図られている。
- パッシブ運用受託機関に対する配分基準を、原則同額の配分から、管理運用委託手数料率の水準が低い運用受託機関により多く配分することに変更し、支払い手数料の節減を図った。  
この結果を変更前及び変更後の配分基準で試算すると、約1.2億円の節減が図られている。
- 配分基準の変更をパッシブ運用受託機関に周知したことにより、管理運用委託手数料率の水準の引下げの申出があり、この効果を変更前及び変更後の管理運用委託手数料率で試算すると、約0.7億円の節減が図られている。

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績  |
|---|--|--|---|
| <b>第3 業務の質の向上に関する事項</b>   | <b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>   | <b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>   | <b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  |
| <p><b>1. 受託者責任の徹底</b></p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。</p> | <p><b>1. 受託者責任の徹底</b></p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第8の1の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> | <p><b>1. 受託者責任の徹底</b></p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令及び中期計画第8の1の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> | <p><b>1. 受託者責任の徹底</b></p> <p>(1) 平成18事業年度においては、受託者責任の徹底を図る観点から、次のとおり管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針の遵守の徹底等を行った。</p> <p>① 年金積立金の運用は、専門の知見に基づき適切に行う必要がある。年金積立金の管理及び運用業務に係るすべての意思決定、進捗状況の把握等については最高責任者である理事長が務めることとされているが、その際、理事長が意思決定、進捗状況の把握等を適切・迅速に実施することに資するため、理事長に対する必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図る組織的仕組みとして、重要な意思決定等について審議を行う部長相当職以上で構成する企画会議及び進捗状況の把握等を行う経営管理会議を設置した。</p> <p>② 重要なものの以外の事務等の処理については、効率的な業務実施のため、専決権者に行わせることとし、具体的な当該事務及び対応する専決権者名を文書処理規程として文書化して定めるとともに、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲も組織規程として細かく文書化することにより、曖昧さを除去するように努め、その責任の所在及び範囲を明確化した。</p> <p>③ 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人LANに掲載するなどにより役職員へ周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を設置した。</p> <p>④ 関係法令及び内部規程に違反した場合の処分等を定めた制裁規程を制定した。</p> <p>⑤ 役職員を対象に外部講師（弁護士）による「コンプライアンス研修」を実施した。</p> <p>⑥ 受託者責任に関して、事例研究を行うとともに、主要な年金運用基金により組織される内外の協議会等の会合に参加した。</p> <p>(2) 運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）における関係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。</p> <p>① 管理運用法人設立に伴う契約変更において、注意義務及び忠実義務について明記した変更契約を締結するとともに、契約の締結に併せて法令等の遵守について明記したガイドラインを提示した。</p> <p>② 平成18年5月15日に開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。</p> <p>ア 運用手法、運用体制等<br/>イ 資産管理の方法<br/>ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>エ 重大な変更についての事前協議<br/>     オ 法令遵守体制の確立<br/>     カ 外部監査の導入などのコンプライアンスの徹底<br/>     キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用<br/>     ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーション・リスクへの配慮等のリスク管理<br/>     ケ 株主利益の最大化を図るための株主議決権行使への取組み<br/>     コ 資産管理上の留意点</p> <p>③ 定期ミーティング時及び運用やリスク管理の状況に係る報告を求める際、コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。</p> <p>ア 投資対象<br/>     イ 投資対象国<br/>     ウ 銘柄格付<br/>     エ 禁止取引<br/>     オ 利益相反行為の回避<br/>     カ 自社又は関連会社の有価証券への投資<br/>     キ 政策投資<br/>     ク クロス取引<br/>     ケ 最良執行に関する事項<br/>     コ 外部監査状況<br/>     サ 問題発生時の対応<br/>     シ S A S 7 0 等内部統制監査の項目等</p> <p>なお、S A S 7 0 等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p>(3) 自家運用の資産管理機関及び取引先における関係法令等の遵守を徹底するために、次の措置を講じた。</p> <p>① 委託資産の保全状況及び資産管理機関の事務リスク等のリスク管理状況等に関する報告内容等を、「委託資産管理に関するモニタリング取扱(以下「取扱」という。)」に定め、資産管理機関に提示した。<br/>     平成18事業年度については、この取扱に基づき、11月に現地調査を実施し、事務リスク・システム管理の基準、情報セキュリティ管理体制の整備状況、コンプライアンス取扱状況、資産管理に係る諸規程類の整備状況等が整備されていることを確認した。<br/>     また、約定取引、受渡、資金決済処理及び有価証券等の保管・振替記帳等の業務については、資産管理機関の外部監査法人の監査報告書を微探し、適時かつ適正に処理されていることを確認した。</p> <p>② 自家運用の取引先に対しては、取引に関する守秘義務の徹底が図られているか、コンプライアンス・リスク管理体制が整備されているか等をミーティング時(6月、7月、11月)において確認した。<br/>     なお、取引先が法令違反等のため関係監督官庁から処分等があつたものについては、情報を収集し、及び次のとおり直接当該取引先等から随時ミーティングを実施して報告を求め、取引停止等の適切な措置を講じた。</p> <p>随時のミーティング(平成18年4月～平成19年3月末現在)</p> |
|--|--|---|

|           |   | 8社 19回   |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |
|-----------|---|--|-----|---------|-----------|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------|-----------|--------------------------------------|--------------|-----------|--|--|----------|---|---|
|           | (4)                                     | <p>① 運用受託機関等に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについては、情報を収集し、又は直接当該運用受託機関等から報告を求め、隨時ミーティングを実施し、状況を確認して資金配分停止等の適切な措置を講じた。</p> <p>ア A社・B社（ただし、B社は金融庁より指摘を受け報告書を提出したが、行政処分が行われなかった。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d3d3d3; text-align: left;">年月日</th> <th style="background-color: #d3d3d3; text-align: left;">金融庁の処分等</th> <th style="background-color: #d3d3d3; text-align: left;">管理運用法人の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18. 1. 27</td> <td>A社に対する金融庁による行政処分（ガバナンス、コンプライアンス体制不備）</td> <td>新規資金配分を停止<br/>グループ会社であるB社についても配分停止</td> </tr> <tr> <td>18. 4. 13</td> <td>A社より、改善計画書の内容と金融庁受理の報告。定期的な進捗報告義務命令。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18. 8. 16</td> <td></td> <td>B社については、金融庁に報告を提出し受理されており行政処分を受けていないことを確認し、新規資金配分の停止を解除。</td> </tr> <tr> <td>19. 2. 6</td> <td>A社に対する金融庁による業務改善の実施完了の認定及び命令に基づく報告義務の解除</td> <td>行政処分を理由とする新規資金配分停止の解除。<br/>(外国債券バッシブ運用及び外国株式バッシブ運用については、管理運用手数料の水準を考慮した配分とする配分基準の見直しにより、配分停止は継続。また、外国債券アクティブ運用については、平成18事業年度総合評価の結果により、配分停止は継続。)</td> </tr> </tbody> </table> | 年月日 | 金融庁の処分等 | 管理運用法人の対応 | 18. 1. 27 | A社に対する金融庁による行政処分（ガバナンス、コンプライアンス体制不備）  | 新規資金配分を停止<br>グループ会社であるB社についても配分停止 | 18. 4. 13 | A社より、改善計画書の内容と金融庁受理の報告。定期的な進捗報告義務命令。 |              | 18. 8. 16 |  | B社については、金融庁に報告を提出し受理されており行政処分を受けていないことを確認し、新規資金配分の停止を解除。 | 19. 2. 6 | A社に対する金融庁による業務改善の実施完了の認定及び命令に基づく報告義務の解除 | 行政処分を理由とする新規資金配分停止の解除。<br>(外国債券バッシブ運用及び外国株式バッシブ運用については、管理運用手数料の水準を考慮した配分とする配分基準の見直しにより、配分停止は継続。また、外国債券アクティブ運用については、平成18事業年度総合評価の結果により、配分停止は継続。) |
| 年月日       | 金融庁の処分等                                 | 管理運用法人の対応  |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |
| 18. 1. 27 | A社に対する金融庁による行政処分（ガバナンス、コンプライアンス体制不備）    | 新規資金配分を停止<br>グループ会社であるB社についても配分停止  |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |
| 18. 4. 13 | A社より、改善計画書の内容と金融庁受理の報告。定期的な進捗報告義務命令。    |  |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |
| 18. 8. 16 |   | B社については、金融庁に報告を提出し受理されており行政処分を受けていないことを確認し、新規資金配分の停止を解除。   |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |
| 19. 2. 6  | A社に対する金融庁による業務改善の実施完了の認定及び命令に基づく報告義務の解除 | 行政処分を理由とする新規資金配分停止の解除。<br>(外国債券バッシブ運用及び外国株式バッシブ運用については、管理運用手数料の水準を考慮した配分とする配分基準の見直しにより、配分停止は継続。また、外国債券アクティブ運用については、平成18事業年度総合評価の結果により、配分停止は継続。)  |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |
|           | イ C社                                    | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d3d3d3; text-align: left;">年月日</th> <th style="background-color: #d3d3d3; text-align: left;">金融庁の処分等</th> <th style="background-color: #d3d3d3; text-align: left;">管理運用法人の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18. 4. 5</td> <td>金融庁による行政処分（不動産管理処分信託の受託審査体制及び管理体制不備等）</td> <td>新規資金配分を停止</td> </tr> <tr> <td>18. 6. 7</td> <td>C社より、改善計画書の内容と金融庁受理の報告</td> <td>新規資金配分の停止を解除</td> </tr> </tbody> </table>   | 年月日 | 金融庁の処分等 | 管理運用法人の対応 | 18. 4. 5  | 金融庁による行政処分（不動産管理処分信託の受託審査体制及び管理体制不備等） | 新規資金配分を停止                         | 18. 6. 7  | C社より、改善計画書の内容と金融庁受理の報告               | 新規資金配分の停止を解除 |           |  |  |          |   |   |
| 年月日       | 金融庁の処分等                                 | 管理運用法人の対応  |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |
| 18. 4. 5  | 金融庁による行政処分（不動産管理処分信託の受託審査体制及び管理体制不備等）   | 新規資金配分を停止  |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |
| 18. 6. 7  | C社より、改善計画書の内容と金融庁受理の報告                  | 新規資金配分の停止を解除   |     |         |           |           |                                       |                                   |           |                                      |              |           |  |  |          |   |   |

## ウ D社

| 年月日        | 金融庁の処分等  | 管理運用法人の対応    |
|------------|--|--------------|
| 18. 5. 31  | 証券取引等監視委員会処分勧告（投資一任契約相互間の取引等）                                |              |
| 18. 6. 9   | 金融庁による行政処分   | 新規資金配分を停止    |
| 18. 7. 18  | D社より、改善計画書の内容（計画の進捗状況について金融庁に報告することを含む。）及び改善計画書の金融庁受理に関する報告。 |              |
| 18. 10. 19 | 改善計画書実施状況に係る金融庁への最終報告について報告。                                 |              |
| 18. 10. 27 |  | 新規資金配分の停止を解除 |

## エ E社

| 年月日       | 金融庁の処分等                                     | 管理運用法人の対応                     |
|-----------|---|-------------------------------|
| 18. 6. 8  | 証券取引等監視委員会による処分勧告（投信の申込受付日に係る誤記への対処の顧客間不公平） |                               |
| 18. 6. 16 | 金融庁による行政処分                                  | 管理運用法人の運用への影響は無いものと判断し資金配分を継続 |
| 18. 7. 24 | 改善計画書内容と金融庁受理の報告                            |                               |

## オ F社（F社の親会社に対する行政処分）

| 年月日        | 金融庁の処分等   | 管理運用法人の対応   |
|------------|---|---|
| 18. 12. 18 | 証券取引等監視委員会が、F社の親会社に対し、課徴金納付命令を勧告（発行登録追補書類の虚偽記載） |   |
| 19. 1. 5   | 金融庁による課徴金納付命令の決定                                | （本件は、F社の業務に関連するものではなく、かつ、F社のコンプライアンスは行政処分を受けた親会社から独立していることから、配分停止とせず。しかし、処分対象社の子会社であるため、状況を注視。） |

②自家運用の短期運用先及び債券の売買の取引先に法令違反等のため関係監督官庁からの処分等があったものについては、情報を収集し、また直接取引先から報告を求め、取引停止等の適切な措置を講じた。

## ア G社（債券の売買の取引先）

| 年月日       | 金融庁の処分等   | 管理運用法人の対応            |
|-----------|---|----------------------|
| 18. 3. 2  | 証券取引等監視委員会処分勧告（有価証券指數等先物取引に関する証券取引法違反等）                                       |                      |
| 18. 3. 9  | 金融庁による行政処分  | 業務改善計画の提出の確認まで、取引を停止 |
| 18. 3. 31 | 改善計画書受理   |                      |
| 18. 4. 3  | 改善計画説明<br>社内規定の見直し（法令違反に該当する取引の明確な禁止）、コンプライアンス部に日次の取引をモニタリングできるシステムを設置等の措置を確認 | 債券の売買の取引先としての取引を再開   |

## イ H社（短期資産）

| 年月日       | 金融庁の処分等                       | 管理運用法人の対応                    |
|-----------|-------------------------------|------------------------------|
| 18. 4. 25 | 金融庁による行政処分（法令等遵守に取り組む姿勢の明確化等） |                              |
| 18. 4. 27 | 行政処分に関する報告                    | 管理運用法人の運用への影響は無いものと判断し、取引を継続 |
| 18. 5. 25 | 改善計画書受理                       |                              |

（注） 本件は、H社行員による顧客情報の流失について、H社から金融庁に不祥事事件等届出書を提出していたことによる行政処分

## ウ I社（短期資産）

| 年月日       | 金融庁の処分等                       | 管理運用法人の対応            |
|-----------|-------------------------------|----------------------|
| 18. 4. 27 | 金融庁による行政処分（金利スマップ商品に係る独禁法違反等） |                      |
| 18. 5. 1  | 行政処分に関する報告                    | 業務改善計画の提出の確認まで、取引を停止 |
| 18. 6. 2  | 改善計画受理                        |                      |

|                              |   |   | 18. 6. 9 改善計画説明<br>コンプライアンス統括オフィサー（全国12の地域法人営業本部に設置）の設置等の措置を確認 | 短期運用先としての取引停止解除 |
|------------------------------|---|---|--|-----------------|
| <b>エ J社（短期資産及び債券の売買の取引先）</b> |   |   |  |                 |
| 年月日                          | 金融庁の処分等   | 管理運用法人の対応   |  |                 |
| 18. 12. 18                   | 証券取引等監視委員会が、J社の親会社であるJ'社に対し、課徴金納付命令を発出するよう内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告（発行登録追補書類の虚偽記載） | 虚偽記載の内容及びJ社の経営状況への影響があるかなどが確認できるまでの間、短期資産及び債券の売買の取引停止                               |  |                 |
| 19. 1. 9                     | 課徴金納付   | J'社株式について東京証券取引所が監理ポストに割り当てていることから経営状況等を注視することとし、取引停止を継続。                           |  |                 |
| 19. 2. 7                     |   | 債券売買に関し取引を再開<br>短期運用先としての取引については、東京証券取引所がJ'社株式を監理ポストに割り当てていることから、与信リスクを考慮し、取引停止を継続。 |  |                 |
| 19. 3. 13                    | 東京証券取引所が、J'社株式の監理ポスト割当てを解除  | 短期運用先としての取引を再開  |  |                 |
| <b>オ K社（短期資産及び債券の売買の取引先）</b> |   |   |  |                 |
| 年月日                          | 金融庁の処分等   | 管理運用法人の対応   |  |                 |
| 19. 1. 30                    | 金融庁による行政処分（法人関係情報に基づいて、自己の計算において有価証券の売買をする行為）                             |   |  |                 |
| 19. 1. 31                    | （行政処分に関する報告）  | 業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止。  |  |                 |
| 19. 2. 15                    | 改善計画書提出   |   |  |                 |
| 19. 2. 16                    | 改善計画書説明<br>内部体制のあり方について検証及び責任の明確化等の措置を確認                                  | 短期運用及び債券の売買に関し取引を再開   |  |                 |

|          |  | <p><b>カ L社（短期資産）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th><th>金融庁の処分等</th><th>管理運用法人の対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19. 2.15</td><td>金融庁による行政処分（経営管理（ガバナンス）態勢、内部管理体制及び法令遵守（コンプライアンス）態勢に重大な問題が認められること）</td><td>業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止</td></tr> <tr> <td>19. 3.20</td><td>改善計画書提出<br/>金融庁受理との報告内容を確認</td><td>短期運用先としての取引を再開</td></tr> </tbody> </table> <p><b>キ N社（短期資産及び債券売買の取引先）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th><th>金融庁の処分等</th><th>管理運用法人の対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19. 2.19</td><td>証券取引等監視委員会が、N社に対してではなく、同社N' 支店課長個人について、顧客に対する説明事項が不適切であったとして、処分を金融庁へ勧告</td><td>管理運用法人の運用への影響は無いものと判断し、取引を継続</td></tr> </tbody> </table> | 年月日 | 金融庁の処分等 | 管理運用法人の対応 | 19. 2.15 | 金融庁による行政処分（経営管理（ガバナンス）態勢、内部管理体制及び法令遵守（コンプライアンス）態勢に重大な問題が認められること） | 業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止 | 19. 3.20 | 改善計画書提出<br>金融庁受理との報告内容を確認 | 短期運用先としての取引を再開 | 年月日 | 金融庁の処分等 | 管理運用法人の対応 | 19. 2.19 | 証券取引等監視委員会が、N社に対してではなく、同社N' 支店課長個人について、顧客に対する説明事項が不適切であったとして、処分を金融庁へ勧告 | 管理運用法人の運用への影響は無いものと判断し、取引を継続 |
|----------|--|--|-----|---------|-----------|----------|--|-----------------------|----------|---------------------------|----------------|-----|---------|-----------|----------|--|------------------------------|
| 年月日      | 金融庁の処分等  | 管理運用法人の対応  |     |         |           |          |  |                       |          |                           |                |     |         |           |          |  |                              |
| 19. 2.15 | 金融庁による行政処分（経営管理（ガバナンス）態勢、内部管理体制及び法令遵守（コンプライアンス）態勢に重大な問題が認められること）       | 業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止  |     |         |           |          |  |                       |          |                           |                |     |         |           |          |  |                              |
| 19. 3.20 | 改善計画書提出<br>金融庁受理との報告内容を確認  | 短期運用先としての取引を再開   |     |         |           |          |  |                       |          |                           |                |     |         |           |          |  |                              |
| 年月日      | 金融庁の処分等  | 管理運用法人の対応  |     |         |           |          |  |                       |          |                           |                |     |         |           |          |  |                              |
| 19. 2.19 | 証券取引等監視委員会が、N社に対してではなく、同社N' 支店課長個人について、顧客に対する説明事項が不適切であったとして、処分を金融庁へ勧告 | 管理運用法人の運用への影響は無いものと判断し、取引を継続   |     |         |           |          |  |                       |          |                           |                |     |         |           |          |  |                              |
|          |  | <p>(5) 管理運用法人に設けられた運用委員会を平成18事業年度において8回開催し、次のとおり、議を経るとともに、管理運用業務に関する事項について報告するなどした。</p> <p>① 中期計画（案）の策定及び変更、業務方法書（案）について議を経た。</p> <p>② 運用実績、リスク管理状況、運用受託機関等の選定、管理及び評価の結果、財投債の引受け実績、平成19事業年度の寄託予定額の配分内訳及び移行ポートフォリオの策定等管理運用業務に関する事項について報告するなどした。</p> <p>(6)</p> <p>① 年金資金運用基金時代の平成13年4月から平成16年6月までの4ヵ年度分に対する米国株式の配当課税に係る還付金の還付について、外部の専門機関たる法律事務所を積極的に活用し、訴訟を提起するなど対応した結果、米国内国歳入庁（I R S）との和解が成立し、約236億円の還付金の還付を受けとる目処がたった（平成19年5月に受領）。</p> <p>② 有価証券報告書虚偽記載により、委託者兼受益者である信託財産が多額の損害を被ったことから、外部の専門機関たる法律事務所を活用し、受託者である信託銀行を原告として損害の回復を図るために訴訟を提起した。<br/>     ア 西武鉄道株式会社等（平成17年10月7日訴訟提起し、平成18事業年度は訴訟に係る事務を行った。）</p> <p>イ 株式会社ライブドア（平成18年12月27日訴訟提起。）</p>                              |     |         |           |          |  |                       |          |                           |                |     |         |           |          |  |                              |

| 評価の視点  | 自己評定 | A | 【評価項目6】<br>(理由及び特記事項)  | 評定 | A   |
|--|------|---|--|----|---|
| ○年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。                                      |      |   | <p><b>【責任体制の明確化】</b></p> <p>○ 重要な意思決定等について審議を行う際には、部長相当職以上で構成する企画会議及び進捗状況の把握等を行う監事が出席し意見を述べができる経営管理会議を設置した。これにより、理事長による適切・迅速な意思決定の確保及び進捗状況の把握等に資するために必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図る組織的仕組みを構築することができた。</p> <p>また、専決権者、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲を細かく文書として規程化することにより、曖昧さのない責任の所在及び範囲を明確化することができた。</p> <p>このほか、受託者責任に関して、事例研究を行うとともに、主要な年金運用基金により組織される内外の協議会などの会合に参加したところである。</p> |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 責任体制の明確化、法令遵守ガイドラインの策定など着実に進めているほか、運用委員会活動の業務への反映も円滑に行っている。</li> <li>○ 受託者責任の実行（＝徹底、研修）を積極的に行っている。</li> <li>○ コンプライアンスに対する対応など、引き続き慎重な対応をお願いしたいと思います。</li> <li>○ 規定の制定等大変よく取り組みがなされている。</li> <li>○ 受託者責任の明確化、徹底は、業務としての当然の遂行ではないかと考えられ、特段の評価とする事由が見あたらない。</li> </ul> |
| ○受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行ったか。  |      |   | <p><b>【受託者責任を踏まえた役職員への研修】</b></p> <p>○ 関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底のため、各役職員にとってアクセスの容易な管理運用法人 LANへの掲載、法令遵守の検討・推進の体制整備としてのコンプライアンス委員会の設置、外部講師（弁護士）によるコンプライアンス研修の実施等、様々な手段や機会を設けて周知を図った。また、今後は、役職員の服務規律の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布することにより、各役職員に対して法令遵守をより身近なものとして捉える動機付けを行うこととしている（現在作成中）。</p> <p>また、関係法令及び内部規程に違反した場合の処分等を定めた制裁規程を制定し、上記に準じ周知を図った。</p>               |    |   |
| ○運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。 |      |   | <p><b>【運用受託機関等に対する関係法令等の遵守】</b></p> <p>○ 管理運用法人設立時に各運用受託機関等に対して示すガイドラインにおいて、関係法令等の遵守について明記したものを提示した。その後も、運用受託機関等説明会、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行った。</p>  |    |   |
|  |      |   | <p><b>【運用委員会】</b></p> <p>○ 管理運用法人に設けられた運用委員会を8回開催し、中期計画（案）の策定及び変更、業務方法書（案）について議を経ることにより、これらについて主務大臣からの認可を受ける際に、法令上定められた手続に則り適正に処理した。また、運用実績、リスク管理状況、運用受託機関等の選定、管理及び評価の結果、財投債の引受け実績、平成19事業年度の寄託予定額の配分内訳及び移行ポートフォリオの策定等管理運用業務に関する事項について報告するなどにより、監視を受けるとともに、同委員会における議論を踏まえた結果、基本ポートフォリオの検証方法、国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成の</p>   |    |   |

見直しの基本的考え方等について業務に反映することができた。

**【米国株式配当に係る還付金】**

- 米国株式配当に係る源泉税の還付について、訴訟を提起するなど努力したことにより税還付額約236億円の回収の目途が立った(平成19年5月に受領)。

**【有価証券報告書虚偽記載に伴う訴訟】**

- 株式会社ライブドアに対し、平成18年12月27日付けで受託者である信託銀行を原告として、損害の回復を図るために訴訟を提起した。
- 西武鉄道株式会社等に対し、平成17年10月7日付けで受託者である信託銀行を原告として、損害の回復を図るために提起した訴訟について、当該担当弁護士を活用し、引き続き訴訟に必要な事務を行った。

| 中 期 目 標                 | 中 期 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|-------------------------|--|--|--|
| <b>第3 業務の質の向上に関する事項</b> | <p><b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>2. 専門性の向上</b></p> <p>職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。</p> | <p><b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>2. 専門性の向上</b></p> <p>(1) 職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。</p> <p>(2) 内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を、専門調査機関も活用して積極的に行う。</p> <p>(3) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p> | <p><b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p><b>2. 専門性の向上</b></p> <p>(1) 職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等の募集を行った。</p> <p>また、運用実務経験者等を募集する観点から、証券アナリスト等の資格を保有し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」を設置し、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。</p> <p>これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し、又は採用決定した。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年9月より順次採用8名（平成18事業年度採用実績           <ul style="list-style-type: none"> <li>米国証券アナリスト 2名 (CFA協会認定証券アナリスト)</li> <li>修士号（米国大学院）3名</li> <li>証券アナリスト 5名</li> <li>第1種情報処理技術者1名</li> <li>第2種情報処理技術者1名</li> </ul>           (人数は延べ)         </li> <li>・平成19年4月1日付け採用5名（平成18事業年度に採用内定）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(応募者総数196名)</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">(第1.2.(1)再掲)</p> <p>(2)</p> <p>① 基本ポートフォリオの検証等に活用するため、内外の経済動向について、過去及び現下の経済動向に係る様々なデータに加え、中長期的な経済のトレンドに係る様々なレポートについても積極的に収集及び整理を行った。</p> <p>② 管理運用手法の高度化、管理運用法人の課題の解決を進める等の観点から、アクティブ運用のスタイル管理、ベンチマーク、基本ポートフォリオ策定のための総合的研究等のテーマについて外部の専門調査研究機関に調査研究を委託した。研究結果については、例えば、外国債券アクティブ運用受託機関の公募に伴うベンチマークの変更に際して、活用したほか、平成19事業年度以降予定している運用機関構成の見直しや基本ポートフォリオの見直しの際の検討材料の一部とすることとしている。</p> <p>(3) 職員の専門性の向上を図る観点から、外部の専門調査機関等が主催するセミナーや研修に積極的に参加するとともに、他の年金運用基金との意見交換等を行うことにより、リスク管理項目のあり方や内部統制体制等の先進的な事例等の収集に努めた。</p> <p style="text-align: center;">3.4 セミナー（参加人数 延べ69名）</p> |

| 評価の視点                                       | 自己評定       | A | 【評価項目7】  | 評定   | A |
|---|------------|---|--|--|---|
| ○運用経験者の採用など、資質の高い人材の確保を図ったか。(再掲)            | (理由及び特記事項) |   |  |  |   |
|   |            |   | <p><b>【運用経験者の採用】</b></p> <p>○ 運用経験者の採用に当たっては、ホームページによる募集に加え、新聞求人広告、転職情報サイト等できる限り多様な手法を用いるとともに、証券アナリスト等の資格を保有し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするなど、資質の高い人材をより広く募集を行った。</p> <p>その結果、米国大学院経営学修士号（MBA）の保有者、信託銀行及び投資顧問会社において株式及び債券に係る管理運用の企画、情報システム等の実務経験や専門的知識を有する者、ファンドマネージャー経験者等多様な人材を採用することができた。</p> <p style="text-align: right;">(第1. 2. (1) 再掲)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本ポートフォリオ策定の基礎データづくりなど着実に実行した。専門研究機関に適した運用手法の高度化については、引き続き業務に役立つものを中心に行なう。</li> <li>○ 教育、課題の設定、研究を積極的に行なっている。</li> <li>○ 調査・研究・研修活動において、専門性の高度化に向けて引き続き対応していただきたいと思います。</li> <li>○ 計画をよく実行されて効率よい。</li> </ul> |   |
| ○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。(再掲)         |            |   | <p><b>【処遇・評価体制の整備】</b></p> <p>○ 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専門性が最大限活かせる部署に決定した。</p> <p>また、その処遇等については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定した。</p> <p style="text-align: right;">(第1. 2. (1) 再掲)</p>  |  |   |
| ○内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努めたか。 |            |   | <p><b>【内外の経済動向の把握】</b></p> <p>○ 経済指標や金融政策等の内外の経済動向を情報端末、マスメディア、セミナー等多様な媒体で把握することに努めた。把握した情報等は、整理・解析し、例えば、年1回の基本ポートフォリオの検証のための基礎データ、四半期ごとの運用状況結果の分析のための参考資料として活用した。</p> <p>○ 外部の専門調査機関等が主催するセミナーや研修に参加すること等を通じて、内外の先進的な事例等の情報収集に努め、リスク管理項目の見直しや内部統制体制の検討に活用することができた。</p>  |  |   |
| ○管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施したか。            |            |   | <p><b>【管理運用手法の高度化を図るための調査研究】</b></p> <p>○ 管理運用手法を高度化、管理運用法人の課題の解決を進めるなどの観点から、アクティブ運用のスタイル管理、ベンチマーク、基本ポートフォリオ策定のための総合的研究等のテーマについて外部の専門調査研究機関に調査研究を委託した。これらは、外国債券アクティブ運用受託機関の公募に伴うベンチマークの変更の際に、その成果を活かしたほか、平成19事業年度以降予定している運用受託機関構成の見直しや基本ポートフォリオの見直しに際して活用することとしている。</p>  |  |   |

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績  |
|---|--|---|---|
| <b>第3 業務の質の向上に関する事項</b>   | <b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>   | <b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  | <b>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>  |
| <b>2. 情報公開の徹底</b><br>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、十分な情報公開を行い、年金積立金の管理及び運用に関する国民の理解と協力を得るよう努めること。 | <b>3. 情報公開</b><br>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るよう、運用の趣旨や仕組みをホームページ等に掲載するとともに、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速な情報公開を行う。<br>なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。 | <b>3. 情報公開</b><br>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、ホームページ等を活用し、以下の情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保する。 | <b>3. 情報公開</b><br>管理運用法人設立時において、分かりやすさと使いやすさの確保の観点から、文字・画像サイズ変更、音声による読み上げ、ルビ入り等の機能を持たせるなどバリアフリーにも十分な配慮することとし、次の点に留意した新たなホームページを開設した。新たなホームページに対する外部による評価としても、「日経パソコン」誌（2007.1.8号）において独立行政法人ホームページの使いやすさのランキングが公表され、104法人中第3位の評価を得ることができた。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者が目的の情報を到達しやすくするなど公的サイトとして優れた使い勝手を実現し、目に優しい色調とするなど高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツに関する日本工業規格（JISX8341-3（高齢者・障害者等配慮設計指針－情報機器における機器、ソフトウェアとサービス-第三部：ウェブコンテンツ））に沿ったものとする。</li><li>・ 「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方」（平成16年1月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえつつ、利用者の視点を考慮した簡素なサイト構成及び平易な表現や図を活用し把握しやすいコンテンツの提供を行う。</li><li>・ 管理運用法人の信頼感をアピールするため、イメージエリアには「開かれた組織」を印象付ける写真の使用、分かりやすいナビゲーションの配置、共通のヘッダや統一的な色調とするなど一貫性のあるデザインとする。</li></ul> |
|   |  | (参考)<br>ホームページアクセス件数 平成18事業年度 170千件   | (参考)<br>ホームページアクセス件数 平成18事業年度 延べ67千件  |
|   |  | (1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。  | (1) 年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、管理運用法人の年金積立金運用の基本的な考え方（年金積立金の意義、年金積立金運用に対する年金制度からの要請、分散投資の意義及びポートフォリオの考え方等）、年金積立金の管理及び運用の仕組み並びに業務の概要について、分かりやすい表現による詳細な説明をホームページに公表した。ホームページにおいては、図を用いるなど工夫を凝らした。また、年金運用に係るシンポジウム及び講演会等の機会を捉えて関係機関に対しても年金積立金運用の基本的な考え方及び運用状況等について積極的に説明を行った。   |
|   |  | (2) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。  | (2) 年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、ホームページにおいて公表した。   |
|   |  | (3) 各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を  | (参考)<br>ホームページアクセス件数 平成18事業年度 延べ19千件  |
|   |  |   | (3) 年金積立金の管理及び運用実績の状況等に係る公表については、取りまとめ後速やかに厚生労働省内の記者クラブにおいて記者発表を行うとともに、記者発表時に合わせてその内容をホームページで公表するなど迅速かつ積極的な公  |

|   | <p>含む。)については7月に、四半期の運用状況については9月、12月及び3月にホームページ等により情報を公開する。</p> | <p>表を行った。平成18事業年度中において記者発表を行ったのは次のとおりである。</p> <p>(参考)<br/>ホームページアクセス件数 平成18事業年度 延べ194千件</p>   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
|---|--|---|------------|-----------|---------------|----------|------------|----------|------------|-----------|------------|----------|--------------|------------|---|------------|-------------------------|-----------|-----------------------|-----------|--|----------|--|--|--------|------|------|------|------|------|-------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|-------|------------|------------|------------|-----------|---------|-------|----------|-----------|-----------|----------|------|
|   |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th>表題</th> <th>記者発表日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17事業年度業務概況書</td> <td>18. 7.19</td> </tr> <tr> <td>第1四半期の運用状況</td> <td>18. 9. 4</td> </tr> <tr> <td>第2四半期の運用状況</td> <td>18. 12. 5</td> </tr> <tr> <td>第3四半期の運用状況</td> <td>19. 3. 6</td> </tr> <tr> <td>株主議決権行使状況の概要</td> <td>18. 10. 16</td> </tr> <tr> <td>株式会社ライブドアの有価証券報告書虚偽記載に係る損害賠償請求訴訟の提起について</td> <td>18. 12. 27</td> </tr> <tr> <td>平成19事業年度寄託予定額の配分内訳等について</td> <td>19. 3. 30</td> </tr> <tr> <td>平成19事業年度移行ポートフォリオについて</td> <td>19. 3. 30</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平成18事業年度各四半期の管理及び運用に係る実績の状況の公表において次の改善を行った。</p> <p>① 各四半期の管理及び運用実績の状況の公表時期については、年金資金運用基金時代と比較して次のとおり平均2週間弱の短縮を図った。</p> <p>【年金資金運用基金時代と管理運用法人の各四半期の管理及び運用実績の状況の公表時期】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">年金資金運用基金</th> <th>管理運用法人</th> <th rowspan="2">短縮期間</th> </tr> <tr> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>15. 9. 26</td> <td>16. 9. 17</td> <td>17. 9. 15</td> <td>18. 9. 4</td> <td>11日～22日</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>15. 12. 19</td> <td>16. 12. 16</td> <td>17. 12. 15</td> <td>18. 12. 5</td> <td>10日～14日</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>16. 3. 5</td> <td>17. 3. 11</td> <td>18. 3. 15</td> <td>19. 3. 6</td> <td>0～9日</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 公表資料については、年金資金運用基金時代のものの見直しを実施し、グラフを使用するなど分かりやすい表現を心がけ、各四半期の管理及び運用実績の状況等がより分かりやすくなるように内容の充実を図った。</p> <p>(参考：各四半期の管理及び運用実績の状況の公表に係る改善の例)</p> <p>ア 資料冒頭に新たにポイントを集約して記載した。</p> <p>イ リスク管理の観点から、従来の運用資産額及び資産構成割合に加え、移行ポートフォリオからの乖離状況を追加した。</p> <p>ウ 各資産ごとの対ベンチマーク超過リターンについて、従来の四半期ごとに加え、年度通期の超過リターン数値を追加した。</p> <p>公表の際の市場への影響について、保有銘柄については非公表とともに、新規資金配分状況については翌年度の業務概況書において公表とするなどの取扱いとした。</p> | 表題         | 記者発表日     | 平成17事業年度業務概況書 | 18. 7.19 | 第1四半期の運用状況 | 18. 9. 4 | 第2四半期の運用状況 | 18. 12. 5 | 第3四半期の運用状況 | 19. 3. 6 | 株主議決権行使状況の概要 | 18. 10. 16 | 株式会社ライブドアの有価証券報告書虚偽記載に係る損害賠償請求訴訟の提起について | 18. 12. 27 | 平成19事業年度寄託予定額の配分内訳等について | 19. 3. 30 | 平成19事業年度移行ポートフォリオについて | 19. 3. 30 |  | 年金資金運用基金 |  |  | 管理運用法人 | 短縮期間 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 第1四半期 | 15. 9. 26 | 16. 9. 17 | 17. 9. 15 | 18. 9. 4 | 11日～22日 | 第2四半期 | 15. 12. 19 | 16. 12. 16 | 17. 12. 15 | 18. 12. 5 | 10日～14日 | 第3四半期 | 16. 3. 5 | 17. 3. 11 | 18. 3. 15 | 19. 3. 6 | 0～9日 |
| 表題                                      | 記者発表日  |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 平成17事業年度業務概況書                           | 18. 7.19   |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 第1四半期の運用状況                              | 18. 9. 4   |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 第2四半期の運用状況                              | 18. 12. 5  |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 第3四半期の運用状況                              | 19. 3. 6   |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 株主議決権行使状況の概要                            | 18. 10. 16   |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 株式会社ライブドアの有価証券報告書虚偽記載に係る損害賠償請求訴訟の提起について | 18. 12. 27   |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 平成19事業年度寄託予定額の配分内訳等について                 | 19. 3. 30  |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 平成19事業年度移行ポートフォリオについて                   | 19. 3. 30  |   |            |           |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
|   | 年金資金運用基金   |   |            | 管理運用法人    | 短縮期間          |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
|   | 15年度   | 16年度  | 17年度       | 18年度      |               |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 第1四半期                                   | 15. 9. 26  | 16. 9. 17   | 17. 9. 15  | 18. 9. 4  | 11日～22日       |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 第2四半期                                   | 15. 12. 19   | 16. 12. 16  | 17. 12. 15 | 18. 12. 5 | 10日～14日       |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |
| 第3四半期                                   | 16. 3. 5   | 17. 3. 11   | 18. 3. 15  | 19. 3. 6  | 0～9日          |          |            |          |            |           |            |          |              |            |   |            |                         |           |                       |           |  |          |  |  |        |      |      |      |      |      |       |           |           |           |          |         |       |            |            |            |           |         |       |          |           |           |          |      |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | (4) 監事及び監査法人の監査の結果等について、年1回ホームページで情報を公開する。 | (4) 監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し情報の公表を行った。 |
|--|--|--|--|

| 評価の視点  | 自己評定 | 【評価項目8】<br>(理由及び特記事項)   | A  | 評定   | A |
|--|------|---|----|--|---|
|  |      |   | 評定 | 評定   | A |
| ○基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕組みを理解しやすく情報公開しているか。 |      | 【管理運用法人のホームページ】<br>○ 管理運用法人設立時に、高齢者・障害者を含めた利用者における視認性及び利便性の向上、利用者の視点を考慮したサイト構成、分かりやすいコンテンツの提供、管理運用法人の信頼感を印象付けるデザイン性等について反映した新たなホームページを開設することができた。<br>なお、対外的なホームページの評価については、「日経パソコン」誌（2007.1.8号）の独立行政法人ホームページの使いやすさランキングで104法人中3位となるなど高い評価を得ることができた。   |    | ○ 同法人のHPは見やすくなったと評価されており、今後も改善を期待する。   |   |
| ○各年度・各四半期の管理及び運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。           |      | 【管理運用の仕組みの情報公開】<br>○ 年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、年金積立金の管理及び運用の仕組みや業務の概要について、分かりやすくするために図を用いるとともに目に優しい色調としてホームページに掲載した。また、公的年金積立金運用の基本的考え方について、国民のより一層の理解を得るために、分散投資の意義やポートフォリオの考え方等について、分かりやすい表現による詳細な説明をホームページに公表した。<br><br>○ 年金運用に係るシンポジウム及び講演会等の機会を捉え、積極的に関係機関に対しても年金積立金運用の基本的な考え方及び運用状況等について詳細な説明を行った。 |    | ○ 最大かつ公的運用機関として、当然のことを行っている。(アクセス数の多いのは、運用機関としての注目度による。)<br><br>○ 外部の関心も高いと思われますので、分かりやすいホームページ作成など、今後の対応をお願いしたいと思います。 |   |
| ○情報公開の際、市場への影響に留意しているか。                            |      | 【管理及び運用実績の状況等の迅速な公表】<br>○ 各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表については、従来のものの見直しを行い、冒頭にポイントを付したり、新たな項目の追加を図るなどより分かりやすくするとともに、公表時期についても、作成作業の効率化を図るなどして年金資金運用基金時代と比較して平均2週間弱の短縮を実現することができた。   |    | ○ HPは分かりやすく工夫されている。また、情報の早期開示に努めたことは評価できる。(他のA評定と比べると高い評定をつけてもよいのではないかと思える。)   |   |
|  |      | 【情報公開の際の市場への影響の留意】<br>○ 公表の際は、管理運用法人の具体的な投資行動が明らかとならないよう、また、市場に対して意図せざるメッセージを与えないよう、保有銘柄については非公表とし、新規資金配分状況については翌年度の業務概況書において公表とするなどの取扱いとした。  |    |  |   |

| 中 期 目 標  | 中 期 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|--|--|--|--|
| <b>第4 財務内容の改善に関する事項</b><br>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。                         | <b>第3 財務内容の改善に関する事項</b><br>「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。      | <b>第3 財務内容の改善に関する事項</b><br>「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成18年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。    | <b>第3 財務内容の改善に関する事項</b><br>中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、一般管理費については3%超、業務経費については1%超を削減した予算（独立行政法人移行経費、退職手当及び管理運用委託手数料を除く。）を作成した。<br>その執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、契約方法の見直し及び人件費の見直し等を行い、予算額に対して、一般管理費については89.0%、業務経費については89.2%の執行額となり適切に執行した。   |
| <b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b><br><b>1. 予算</b><br>別表1のとおり<br><b>2. 収支計画</b><br>別表2のとおり<br><b>3. 資金計画</b><br>別表3のとおり | <b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b><br><b>1. 予算</b><br>別表1のとおり<br><b>2. 収支計画</b><br>別表2のとおり<br><b>3. 資金計画</b><br>別表3のとおり | <b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b><br><b>1. 予算</b><br>別表1のとおり<br><b>2. 収支計画</b><br>別表2のとおり<br><b>3. 資金計画</b><br>別表3のとおり | <b>第4 予算、収支計画及び資金計画</b><br>(1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。<br>予算、収支計画及び資金計画の実績は平成18事業年度決算報告書のとおりである。<br>(2) 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。<br>・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 7, 358億円<br>・承継資金運用勘定の「総合勘定へ繰入」 238億円<br>(増額理由：前年度（17事業年度）の利益金が予定より増加したため。)<br>・総合勘定の「厚生年金勘定へ国庫納付金繰入」 1, 589億円<br>・総合勘定の「国民年金勘定へ国庫納付金繰入」 112億円<br>・厚生年金勘定の「厚生保険特別会計納付金」 1, 589億円<br>・国民年金勘定の「国民年金特別会計納付金」 112億円<br>(増額理由：前年度の利益金が増加したことにより国庫納付すべき金額が増加したため。)<br>・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 27, 411億円<br>(増額理由：厚生保険特別会計寄託金が予定より増加したため。)<br>・総合勘定の「投資」 34, 313億円<br>(増額理由：前年度の利益金及び厚生保険特別会計寄託金が予定より増加したため。) |
| <b>第5 短期借入金の限度額</b><br>短期借入金の計画なし  | <b>第5 短期借入金の限度額</b><br>短期借入金の計画なし  | <b>第5 短期借入金の限度額</b><br>短期借入金の計画なし  | <b>第5 短期借入金の限度額</b><br>短期借入金の計画なし  |
| <b>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b><br>なし   | <b>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b><br>なし   | <b>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b><br>なし   | <b>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b><br>なし   |
| <b>第7 剰余金の使途</b><br>なし   | <b>第7 剰余金の使途</b><br>なし   | <b>第7 剰余金の使途</b><br>なし   | <b>第7 剰余金の使途</b><br>なし   |

| 評価の視点  | 自己評定 | B | 【評価項目9】<br>(理由及び特記事項)   | 評定 | A  |
|--|------|---|---|----|--|
| <p>○「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行ったか。</p> <p>○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。</p> |      |   | <p><b>【予算による適正かつ効率的な運営】</b></p> <p>○ 中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、一般管理費については3%超、業務経費については1%超を削減した予算（独立行政法人移行経費、退職手当及び管理運用委託手数料を除く。）を作成し、その執行に当たり業務の効率化等による節約等を行い、適切に執行した。毎月の経営管理会議において、前月までの執行状況等を報告することにより、理事長等が的確に把握できるようにした。</p> <p><b>【予算の増額】</b></p> <p>○ 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度（平成17事業年度）の利益金が予定より増加したため、厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定において「総合勘定へ繰入」の増額を行った。また、総合勘定において各勘定からの受入金の増加により「投資」の増額を行った。</li> <li>・ 前年度利益金の増加により国庫納付額が予定より増加したため、総合勘定において「厚生年金勘定へ国庫納付金繰入」及び「国民年金勘定へ国庫納付金繰入」の増額を行った。また、厚生年金勘定及び国民年金勘定において「厚生保険特別会計納付金」及び「国民年金特別会計納付金」の増額を行った。</li> <li>・ 厚生保険特別会計寄託金が予定より増加したため、厚生年金勘定において「総合勘定へ繰入」の増額を行った。また、総合勘定において厚生年金勘定からの受入金の増加により「投資」の増額を行った。</li> </ul> |    | <input type="radio"/> 一般管理費・業務経費について相当の削減されている点も考慮してよい。<br><input type="radio"/> 状況は悪くないが、単年度での評価は難しい。<br><input type="radio"/> 計画通りに実行された。<br><input type="radio"/> これまでの経費削減、事業効率化等の結果であり、A評価でもよいと思う。<br><input type="radio"/> 経費の削減に努力されているが、19年度は増に転じないように。<br><input type="radio"/> 定量的な効率を図っていると評価される。予算差異発生費目についても適時に補正しており、対応は適切であると評価できる。 |

| 中 期 目 標  | 中 期 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |            |         |            |            |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
|--|---|---|--|------------|---------|------------|------------|--|-------|--|--|------|---------|------------|------------|---------|------------|------------|------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|------|-------|---|-------|-------|---|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|------|-------|---|-------|-------|---|-------|-------|------|------|---|------|------|---|------|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第5 その他業務運営に関する重要な事項  | 第8 その他業務運営に関する重要な事項   | 第8 その他業務運営に関する重要な事項   | 第8 その他業務運営に関する重要な事項  |            |         |            |            |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
| <p><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b></p> <p><b>(1) 運用の基本的考え方</b></p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p><b>(2) 運用の目標</b></p> <p>①実質的な運用収益の確保</p> <p>年金財政は、実質的な運用利回り(賃金上昇率を上回る運用利回り)が確保される限り基本的には影響を受けないことから、年金財政上の諸前提(別添)における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「ポートフォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>②市場平均収益率の確保</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> | <p><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b></p> <p><b>(1) 運用の基本的考え方</b></p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p><b>(2) 運用の目標</b></p> <p>① 管理運用法人の移行ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> | <p><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b></p> <p><b>(1) 運用の基本的考え方</b></p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p><b>(2) 運用の目標</b></p> <p>① (基本ポートフォリオ及び移行ポートフォリオの策定については、第8.2.(2)及び同(3)において記述。)</p> <p>平成18事業年度末に達成すべき管理運用法人の移行ポートフォリオに向けて、資産構成割合が、各四半期ごとに設けた目標値(以下「管理目標値」という。)に対し、あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まるよう管理することとした。資産構成割合の管理は、資産の売却・回収は行わず、新規資金の配分を通じて行うことを原則としており、各四半期の管理目標値及び管理運用法人の移行ポートフォリオを勘案し、次のとおり寄託金等の新規資金配分によりリバランスを実施した。</p> | <p><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b></p> <p><b>(1) 運用の基本的考え方</b></p> <p>運用の基本的な考え方(中期計画第8.1.(1))を踏まえ、平成18年4月1日、分散投資を基本とする基本ポートフォリオを策定し(詳細は、第8.2.(2)において記述。)、中期計画に記載した。また、円滑に基本ポートフォリオの資産構成割合に移行させるために、平成18事業年度の管理運用法人の移行ポートフォリオを策定(詳細は、第8.2.(3)において記述。)し、その達成に向け年金積立金の運用を行った。</p> <p><b>●平成18事業年度における各四半期ごとの新規資金配分状況</b><br/>(単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>18.3末</th> <th colspan="3">第1四半期</th> <th colspan="3">第2四半期</th> </tr> <tr> <th>構成割合</th> <th>配分額(億円)</th> <th>第1四半期末構成割合</th> <th>第1四半期管理目標値</th> <th>配分額(億円)</th> <th>第2四半期末構成割合</th> <th>第2四半期管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>48.36</td> <td>17,077</td> <td>50.55</td> <td>50.10</td> <td>18,084</td> <td>50.98</td> <td>51.30</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>26.28</td> <td>0</td> <td>24.20</td> <td>24.60</td> <td>0</td> <td>23.29</td> <td>23.50</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>10.46</td> <td>1,974</td> <td>10.76</td> <td>10.60</td> <td>662</td> <td>10.86</td> <td>10.70</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>14.90</td> <td>0</td> <td>14.48</td> <td>14.70</td> <td>0</td> <td>14.86</td> <td>14.50</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>0.00</td> <td>0</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100.00</td> <td>19,051</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>18,746</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> </tr> </tbody> </table> |            | 18.3末   | 第1四半期      |            |  | 第2四半期 |  |  | 構成割合 | 配分額(億円) | 第1四半期末構成割合 | 第1四半期管理目標値 | 配分額(億円) | 第2四半期末構成割合 | 第2四半期管理目標値 | 国内債券 | 48.36 | 17,077 | 50.55 | 50.10 | 18,084 | 50.98 | 51.30 | 国内株式 | 26.28 | 0 | 24.20 | 24.60 | 0 | 23.29 | 23.50 | 外国債券 | 10.46 | 1,974 | 10.76 | 10.60 | 662 | 10.86 | 10.70 | 外国株式 | 14.90 | 0 | 14.48 | 14.70 | 0 | 14.86 | 14.50 | 短期資産 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0.00 | 合計 | 100.00 | 19,051 | 100.00 | 100.00 | 18,746 | 100.00 | 100.00 |
|  | 18.3末   | 第1四半期   |  |            | 第2四半期   |            |            |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
|  | 構成割合  | 配分額(億円)   | 第1四半期末構成割合   | 第1四半期管理目標値 | 配分額(億円) | 第2四半期末構成割合 | 第2四半期管理目標値 |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
| 国内債券   | 48.36   | 17,077  | 50.55  | 50.10      | 18,084  | 50.98      | 51.30      |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
| 国内株式   | 26.28   | 0   | 24.20  | 24.60      | 0       | 23.29      | 23.50      |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
| 外国債券   | 10.46   | 1,974   | 10.76  | 10.60      | 662     | 10.86      | 10.70      |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
| 外国株式   | 14.90   | 0   | 14.48  | 14.70      | 0       | 14.86      | 14.50      |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
| 短期資産   | 0.00  | 0   | 0.00   | 0.00       | 0       | 0.00       | 0.00       |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |
| 合計   | 100.00  | 19,051  | 100.00   | 100.00     | 18,746  | 100.00     | 100.00     |  |       |  |  |      |         |            |            |         |            |            |      |       |        |       |       |        |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |       |       |       |       |     |       |       |      |       |   |       |       |   |       |       |      |      |   |      |      |   |      |      |    |        |        |        |        |        |        |        |

|      |        |        | 第3四半期       |                |                | 第4四半期       |                |                |
|------|--------|--------|-------------|----------------|----------------|-------------|----------------|----------------|
|      |        |        | 配分額<br>(億円) | 第3四半期<br>末構成割合 | 第3四半期<br>管理目標値 | 配分額<br>(億円) | 第4四半期<br>末構成割合 | 第4四半期<br>管理目標値 |
| 国内債券 | 23,072 | 50.97  | 52.60       | 25,821         | 52.01          | 53.80       |                |                |
| 国内株式 | 0      | 22.93  | 22.30       | 0              | 22.44          | 21.20       |                |                |
| 外国債券 | 1,140  | 10.74  | 10.80       | 3,404          | 10.67          | 10.90       |                |                |
| 外国株式 | 0      | 15.35  | 14.30       | 0              | 14.87          | 14.10       |                |                |
| 短期資産 | 0      | 0.00   | 0.00        | 0              | 0.00           | 0.00        |                |                |
| 合計   | 24,212 | 100.00 | 100.00      | 29,225         | 100.00         | 100.00      |                |                |

注) 第4四半期管理目標値と管理運用法人の移行ポートフォリオは同じ。

② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成18年度における各資産ごとのベンチマーク收益率を確保するよう努める。

② 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施するとともに、運用の手法、実績、体制等に関する評価事項及び応募者から提案された運用報酬の水準に基づく総合評価の結果を用いることとしており、併せてその際は運用受託機関構成を勘案することとしている。

平成18事業年度においては、外国債券アクティブ運用受託機関の選定を実施した。選定に当たっては、運用受託機関の選定を適切に実施するため、審査ルールや公募要綱を見直し、業務方法書第5条第2項第7号の規定に基づき、平成18年10月2日から同25日までの期間においてホームページにより公募を実施した。

また、外部の専門家たる運用コンサルティング会社を活用するとともに、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、超過収益確保の可能性が高いと判断された新規応募の運用機関2社及び既存の運用受託機関5社を選定した（詳細は、第8.3.(3)②において記述。）。

**【運用受託機関の管理及び評価】**

ア 毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。

また、運用受託機関の管理は、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受けるなどの方法により行っている。

平成18事業年度においては、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。

また、パフォーマンスが低下又は低迷している運用受託機関については、適宜、ミーティングを実施し、運用プロセス、運用体制に大きな問題が生じていないか確認を行った。

イ 運用受託機関の評価については、定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過收益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過收益率とインフォメーション・レシオ）を併せた総合評価に

|       |         | <p>より行うこととしている。</p> <p>平成18事業年度については、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で、実施した。</p> <p>なお、定期ミーティングは次の全機関について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 株式アктив運用受託機関ミーティング（28ファント）・6月29日～7月6日</li> <li>ii パッシブ運用受託機関ミーティング（36ファント）・・・7月20日～7月24日</li> <li>iii 債券アктив運用受託機関ミーティング（18ファント）・8月7日～8月11日</li> </ul> <p>ウ 総合評価結果を踏まえ、次のとおり運用受託機関について資金配分停止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 国内債券アктив運用受託機関 4社</li> <li>ii 国内株式アктив運用受託機関 3社</li> <li>iii 外国債券アктив運用受託機関 2社</li> <li>iv 外国株式アктив運用受託機関 6社</li> </ul> <p>運用体制の変更により運用能力に問題が生じたと認められる外国株式アクトティブ運用受託機関1社については、警告を行うとともに一部資金回収とした。</p> <p>長期にわたり収益が低迷し、運用担当者の変更等運用体制の不安定性から運用能力に問題が生じたと認められる外国株式アクトティブ運用受託機関2社については前年度において警告し状況を注視していたところであるが、改善が見込めないと判断されたことから解約した。</p> <p>エ 自家運用における国内債券パッシブファンドの債券売買取引先について、従来の17社に加え、新たに4社を選定して、最良執行の向上に努めた。また、債券貸付運用については、市場動向等に影響がないか、適切な運用が行えるかの確認を行った上で、債券貸付運用先の総合評価結果に基づき債券貸付運用資産を増額し（平成18事業年度末時点3兆円）、実現収益額（11億円）の拡大を図った。</p> <p>さらに、短期資産ファンドについては、運用方法の拡大について検討を行い、平成18年11月に現先取引先を選定し、従来の譲渡性預金による運用に加えて、平成19年2月より新たに現先取引を実施し、効果的な運用を行うよう努めた。</p> <p><b>【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】</b></p> <p>平成18事業年度の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。</p> <p>●超過収益率（平成18年4月～平成19年3月（年率））<br/>(単位：%)</p> |       |         |           |       |      |      |      |      |      |      |  |      |       |      |  |      |
|-------|---------|---|-------|---------|-----------|-------|------|------|------|------|------|------|--|------|-------|------|--|------|
|       |         | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>時間加重収益率</th><th>ベンチマーク収益率</th><th>超過収益率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td><td>2.18</td><td>2.17</td><td>0.01</td></tr> <tr> <td>　　パッシブ</td><td>2.17</td><td></td><td>0.00</td></tr> <tr> <td>　　アクティブ</td><td>2.23</td><td></td><td>0.06</td></tr> </tbody> </table>   |       | 時間加重収益率 | ベンチマーク収益率 | 超過収益率 | 国内債券 | 2.18 | 2.17 | 0.01 | パッシブ | 2.17 |  | 0.00 | アクティブ | 2.23 |  | 0.06 |
|       | 時間加重収益率 | ベンチマーク収益率   | 超過収益率 |         |           |       |      |      |      |      |      |      |  |      |       |      |  |      |
| 国内債券  | 2.18    | 2.17  | 0.01  |         |           |       |      |      |      |      |      |      |  |      |       |      |  |      |
| パッシブ  | 2.17    |   | 0.00  |         |           |       |      |      |      |      |      |      |  |      |       |      |  |      |
| アクティブ | 2.23    |   | 0.06  |         |           |       |      |      |      |      |      |      |  |      |       |      |  |      |
|       |         |   |       |         |           |       |      |      |      |      |      |      |  |      |       |      |  |      |

|       |  |           | <table border="1"> <tbody> <tr><td>国内株式</td><td>0. 4 7</td><td rowspan="3">0. 2 9</td><td>0. 1 8</td></tr> <tr><td>　　パッシブ</td><td>0.57</td><td>0.28</td></tr> <tr><td>　　アクティブ</td><td>0.13</td><td>-0.16</td></tr> <tr><td>外国債券</td><td>1 0 . 1 9</td><td rowspan="3">1 0 . 2 4</td><td>-0. 0 4</td></tr> <tr><td>　　パッシブ</td><td>10.25</td><td>0.01</td></tr> <tr><td>　　アクティブ</td><td>10.05</td><td>-0.19</td></tr> <tr><td>外国株式</td><td>1 7 . 5 0</td><td rowspan="3">1 7 . 8 5</td><td>-0. 3 5</td></tr> <tr><td>　　パッシブ</td><td>17.71</td><td>-0.15</td></tr> <tr><td>　　アクティブ</td><td>16.72</td><td>-1.14</td></tr> <tr><td>短期資産</td><td>0. 2 6</td><td>0. 1 9</td><td>0. 0 6</td></tr> </tbody> </table>  | 国内株式 | 0. 4 7 | 0. 2 9 | 0. 1 8              | パッシブ | 0.57                                       | 0.28 | アクティブ               | 0.13 | -0.16  | 外国債券 | 1 0 . 1 9           | 1 0 . 2 4 | -0. 0 4 | パッシブ | 10.25 | 0.01 | アクティブ | 10.05 | -0.19 | 外国株式 | 1 7 . 5 0 | 1 7 . 8 5 | -0. 3 5 | パッシブ | 17.71 | -0.15 | アクティブ | 16.72 | -1.14 | 短期資産 | 0. 2 6 | 0. 1 9 | 0. 0 6 |
|-------|--|-----------|--|------|--------|--------|---------------------|------|--|------|---------------------|------|--|------|---------------------|-----------|---------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|-----------|-----------|---------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|--------|--------|
| 国内株式  | 0. 4 7   | 0. 2 9    | 0. 1 8   |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| パッシブ  | 0.57   |           | 0.28   |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| アクティブ | 0.13   |           | -0.16  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| 外国債券  | 1 0 . 1 9  | 1 0 . 2 4 | -0. 0 4  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| パッシブ  | 10.25  |           | 0.01   |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| アクティブ | 10.05  |           | -0.19  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| 外国株式  | 1 7 . 5 0  | 1 7 . 8 5 | -0. 3 5  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| パッシブ  | 17.71  |           | -0.15  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| アクティブ | 16.72  |           | -1.14  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| 短期資産  | 0. 2 6   | 0. 1 9    | 0. 0 6   |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
|       |  |           | <p>国内債券、外国債券及び短期資産においては、概ねベンチマーク並みの收益率を確保することができた。</p> <p>なお、自家運用における国内債券パッシブファンドの時間加重收益率は2.23%でベンチマークを0.06%上回る運用実績となった。</p> <p>国内株式においてはプラスの超過收益率となったが、外国株式については、マイナスの超過收益率となった。</p> <p>●ベンチマークに対する超過收益率の要因分析は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>要因分析</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>国内債券</td><td>概ねベンチマーク並みの收益率となった。</td></tr> <tr><td>国内株式</td><td>パッシブ運用のTOPIXの浮動株指数への移行に伴う影響(注1)がプラス寄与となった。</td></tr> <tr><td>外国債券</td><td>概ねベンチマーク並みの收益率となった。</td></tr> <tr><td>外国株式</td><td>配当課税約0.18%が存在すること(注2)及びマイナスの超過收益率であったファンドが多かったことがマイナス寄与となった。</td></tr> <tr><td>短期資産</td><td>概ねベンチマーク並みの收益率となった。</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) TOPIX 浮動株指数への移行とは、東京証券取引所が、市場に流通する可能性が低い株式を含めて株価指数を算出した場合、構成銘柄の需要に歪みが生じる可能性があることから、これを改善する目的で、各銘柄の上場株式数ではなく、各銘柄の浮動株（実際に市場で売買される可能性の高い株式）を反映する株価指数に、3段階に分けて移行することとしたもの。</p> |      | 要因分析   | 国内債券   | 概ねベンチマーク並みの收益率となった。 | 国内株式 | パッシブ運用のTOPIXの浮動株指数への移行に伴う影響(注1)がプラス寄与となった。 | 外国債券 | 概ねベンチマーク並みの收益率となった。 | 外国株式 | 配当課税約0.18%が存在すること(注2)及びマイナスの超過收益率であったファンドが多かったことがマイナス寄与となった。 | 短期資産 | 概ねベンチマーク並みの收益率となった。 |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
|       | 要因分析   |           |  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| 国内債券  | 概ねベンチマーク並みの收益率となった。  |           |  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| 国内株式  | パッシブ運用のTOPIXの浮動株指数への移行に伴う影響(注1)がプラス寄与となった。                   |           |  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| 外国債券  | 概ねベンチマーク並みの收益率となった。  |           |  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| 外国株式  | 配当課税約0.18%が存在すること(注2)及びマイナスの超過收益率であったファンドが多かったことがマイナス寄与となった。 |           |  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |
| 短期資産  | 概ねベンチマーク並みの收益率となった。  |           |  |      |        |        |                     |      |  |      |                     |      |  |      |                     |           |         |      |       |      |       |       |       |      |           |           |         |      |       |       |       |       |       |      |        |        |        |

|      |  |  | <p>(注2) ベンチマークとして利用している MSCI-KOKUSAI(配当込み、グロス)は、配当に対する現地源泉徴収税控除前の値であるが、実際の運用においては、投資対象国によっては配当から現地源泉徴収税が控除されるため、これによるマイナス効果が生じるもの。</p> <p>なお、平成18事業年度において行った総合評価（平成17事業年度までの運用結果を考慮）の結果を踏まえた新規資金の配分停止等、資金配分に係る対応を次のとおり実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>対 応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td><td>アクティブ運用受託機関4社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した。また、各アクティブ運用受託機関の適正ファンド規模を精査し、一部運用受託機関への新規資金配分を停止した。</td></tr> <tr> <td>国内株式</td><td>アクティブ運用受託機関3社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した（ただし、国内株式への新規資金配分はなし。）。</td></tr> <tr> <td>外国債券</td><td>アクティブ運用受託機関2社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した。<br/>また、アクティブ運用の運用受託機関構成の見直しを行い、新規応募の運用機関2社を選定し、既存の運用受託機関2社の契約解除を決定した。</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>アクティブ運用受託機関6社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した（ただし、外国株式への新規資金配分はなし。）<br/>また、上記、新規資金配分を停止したアクティブ運用受託機関のうち、運用体制の変更等により運用能力に問題が生じたと認められる2社については契約を解除し、1社については資金の一部回収を行い、回収資金によりベンチマークに対する地域構成割合の乖離を是正した。</td></tr> </tbody> </table> <p>③ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を定める。</p> <p>③ 評価ベンチマーク（管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用するベンチマーク）については、基本ポートフォリオ策定時に使用した市場指標（政策ベンチマーク）との整合性に配慮しつつ、適切な市場指標として、市場を反映した構成（代表性（広いユニバース）、投資可能な有価証券による構成（投資可能性）及びその指標の詳細が開示されていること（透明性）に加え、データが連続して利用可能のこと（継続性）、データの正確性・利便性、デリバティブ等関連商品が充実していること等の要件をも勘案して次のとおり設定した。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>国内債券</td><td>NOMURA-BPI 総合（ボンド・パフォーマンス・インデックス）</td></tr> <tr> <td>国内株式</td><td>TOPIX(配当込み)</td></tr> <tr> <td>外国債券</td><td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI)<br/>KOKUSAI (円貨換算、配当込み、GROSS)</td></tr> <tr> <td>短期資産</td><td>TB 現先1ヶ月</td></tr> </tbody> </table> |  | 対 応 | 国内債券 | アクティブ運用受託機関4社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した。また、各アクティブ運用受託機関の適正ファンド規模を精査し、一部運用受託機関への新規資金配分を停止した。 | 国内株式 | アクティブ運用受託機関3社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した（ただし、国内株式への新規資金配分はなし。）。 | 外国債券 | アクティブ運用受託機関2社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した。<br>また、アクティブ運用の運用受託機関構成の見直しを行い、新規応募の運用機関2社を選定し、既存の運用受託機関2社の契約解除を決定した。 | 外国株式 | アクティブ運用受託機関6社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した（ただし、外国株式への新規資金配分はなし。）<br>また、上記、新規資金配分を停止したアクティブ運用受託機関のうち、運用体制の変更等により運用能力に問題が生じたと認められる2社については契約を解除し、1社については資金の一部回収を行い、回収資金によりベンチマークに対する地域構成割合の乖離を是正した。 | 国内債券 | NOMURA-BPI 総合（ボンド・パフォーマンス・インデックス） | 国内株式 | TOPIX(配当込み) | 外国債券 | シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし） | 外国株式 | モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI)<br>KOKUSAI (円貨換算、配当込み、GROSS) | 短期資産 | TB 現先1ヶ月 |
|------|--|--|---|--|-----|------|--|------|---|------|--|------|--|------|-----------------------------------|------|-------------|------|------------------------------------|------|--|------|----------|
|      | 対 応  |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 国内債券 | アクティブ運用受託機関4社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した。また、各アクティブ運用受託機関の適正ファンド規模を精査し、一部運用受託機関への新規資金配分を停止した。   |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 国内株式 | アクティブ運用受託機関3社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した（ただし、国内株式への新規資金配分はなし。）。  |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 外国債券 | アクティブ運用受託機関2社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した。<br>また、アクティブ運用の運用受託機関構成の見直しを行い、新規応募の運用機関2社を選定し、既存の運用受託機関2社の契約解除を決定した。   |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 外国株式 | アクティブ運用受託機関6社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した（ただし、外国株式への新規資金配分はなし。）<br>また、上記、新規資金配分を停止したアクティブ運用受託機関のうち、運用体制の変更等により運用能力に問題が生じたと認められる2社については契約を解除し、1社については資金の一部回収を行い、回収資金によりベンチマークに対する地域構成割合の乖離を是正した。 |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 国内債券 | NOMURA-BPI 総合（ボンド・パフォーマンス・インデックス）  |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 国内株式 | TOPIX(配当込み)  |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 外国債券 | シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）   |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 外国株式 | モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI)<br>KOKUSAI (円貨換算、配当込み、GROSS)   |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |
| 短期資産 | TB 現先1ヶ月   |  |   |  |     |      |  |      |   |      |  |      |  |      |                                   |      |             |      |                                    |      |  |      |          |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p><b>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</b></p> <p>年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p><b>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</b></p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行うこと。</p> <p><b>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</b></p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行う。</p> <p><b>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</b></p> | <p>なお、外国債券アクティブ運用に係る運用受託機関の見直し（詳細は、第8の1. (2) ②において記述）に際し、投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、外国債券アクティブ運用のマネジャーベンチマークを非国債を含むシティグループ世界B I G債券インデックス（除く日本円、円換算ヘッジなし）に変更することとした。</p> <p>それに伴い、外国債券の評価ベンチマークも、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円換算、ヘッジなし）及び世界B I G債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界B I G債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更することとした。（平成19年4月1日から適用している。）</p> <p><b>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</b></p> <p>資産全体については、平成18事業年度の管理運用法人の移行ポートフォリオの達成を目指し、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。</p> <p>また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。</p> <p>さらに、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた（資産全体、各資産等のリスク管理については、第8. 3 (1) において記述。）。</p> <p>なお、国内株式アクティブ運用においては、一部の運用受託機関に対し、バリュー又はグロースのスタイルベンチマークを設定し、運用を行っているが、国内株式の評価ベンチマークであるTOPIXとの対比でバリュー及びグロースの割合が一定範囲内に収まるよう管理した。</p> <p>外国株式においては、一部の運用受託機関に対し、地域に特化（北米型及び欧州アジア型（EASEA））したベンチマークを設定し運用を行っているが、外国株式の評価ベンチマークであるMSCI-KOKUSAIとの対比で地域別の割合が一定範囲内に収まるよう管理した。平成18事業年度においては、契約の解除等の回収資金を活用し、MSCI-KOKUSAIの地域別の割合と同様となるよう適正な調整を行った。</p> |
|--|--|---|

| 評価の視点  | 自己評定       | A | 【評価項目10】  | 評定 | A  |  |  |
|--|------------|---|---|----|--|--|--|
| <p>○基本ポートフォリオは実質的な運用利回りを長期的に確保するよう定められているか。[2. (1)において評価]</p> <p>○ポートフォリオ管理は適切に行われているか。[3. (1)において評価]</p> <p>○運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。</p> | (理由及び特記事項) |   | <p><b>【評価項目14で評価】</b></p> <p><b>【評価項目16で評価】</b></p> <p><b>【運用受託機関の選定】</b></p> <p>○ 平成18事業年度においては、外国債券アクティブ運用機関の選定を実施した。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、総合評価の結果、超過収益確保の可能性が高いと判断された新規応募の運用機関2社及び既存の運用受託機関5社を選定した。</p> <p>その際、運用受託機関の選定が適切に行われるよう審査ルールや公募要綱を見直したほか、運用コンサルティング会社を活用し、運用の実績に加え、運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査するとともに、運用受託機関構成等を勘案し、綿密かつ適切な選定を実施した。</p> <p>(詳細は、第8.3.(3)(②において記述。)</p> <p>○ 自家運用については、国内債券パッシブファンドの債券売買取引先及び短期資産ファンドの短期資産の運用（現先取引）先の選定を実施した。</p> <p>選定に当たっては、取引実績、取引執行能力、事務処理能力及びコンプライアンス体制について精査し、総合評価の結果、債券売買取引先については、管理運用法人の債券売買に適確に対応可能な4社を選定し、短期運用（現先取引）先については、格付け、自己資本規制比率等で十分な信用力が確認でき、管理運用法人の短期資産の運用に適確に対応可能な10社を選定した。</p> <p><b>【運用受託機関の管理及び評価】</b></p> <p>○ 運用受託機関の管理については、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、あらかじめ各運用受託機関ごとに提示した運用手法、運用目標数値、リスク管理指標等に関するガイドラインの遵守状況を確認するとともに定期ミーティング等においても遵守状況の説明を受けるなどの方法により、適切に実施した。また、金融監督当局による处分等があった場合には、迅速にその内容の把握を行い、適宜必要な措置を講じた。</p> <p>パフォーマンスが低下及び低迷している運用受託機関については、適宜、ミーティングを実施し、運用プロセス、運用体制に大きな問題が生じていないか確認を行った。</p> |    | <p>○ 運用評価結果を踏まえた運用受託機関への新規資金配分の停止等、受託機関選定後の評価ならびに管理・運営は適切に行われていたものと認められる。また、外国債券アクティブ運用機関の追加選定にあたっても、定性、定量両面にわたり、総合的な評価を行っており、運用コンサルティング会社の活用など、公正かつ綿密な手続きがとられたものと評価できる。</p> <p>○ 受託機関選定に関して基準を定め、きちんと行っている。（継続を含め）ベンチマーク比、<math>+ \alpha</math> or <math>- \alpha</math>が大きくならないようなリスク管理が行われている。</p> <p>○ 運用受託機関の管理・評価等について、様々な対応が取られておりますが、直近3年あるいは5年においてベンチマーク収益率を達成していない運用受託機関が大半（もしくはすべて）という資産クラスが少くない。この点についての対応、改善をお願いしたいと思います。</p> <p>○ 運用利回りをよく目標に実績を上げている。</p> |  |  |

|   |   |
|---|---|
| <p>○中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。</p> <p>○各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。</p> | <p>○ 運用受託機関の評価については、定期ミーティングに際し事前に各運用受託機関の運用実績や運用受託機関管理状況等を取りまとめ、それぞれの問題点等を整理した上で臨むこととし、対象数が多い状況においても、重点的かつ効果的に実施することができた。また、定性評価（投資方針、運用プロセス、組織・人材など）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）による総合評価を実施した。</p> <p>この総合評価結果を踏まえ、評価が一定水準に達しない次の運用受託機関について、資金配分停止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内債券アティプ運用受託機関 4 社</li><li>・ 国内株式アティプ運用受託機関 3 社</li><li>・ 外国債券アティプ運用受託機関 2 社</li><li>・ 外国株式アティプ運用受託機関 6 社</li></ul> <p>運用体制の変更により運用能力に問題が生じたと認められる外国株式アクティブ運用受託機関 1 社については、警告を行ったのちに資金の一部回収を行った。</p> <p>なお、前年度において警告しているにもかかわらず、長期にわたり収益が低迷し、運用担当者の変更など運用体制の不安定性から運用能力に問題が生じたと認められる外国株式アクティブ運用受託機関 2 社については、改善が見込めないと判断されたことから、平成 18 事業年度において解約した。</p> <p><b>【自家運用に係る債券貸付運用先の評価】</b></p> <p>○ 自家運用に係る債券貸付運用先については、収益率等の運用実績、運用方針、組織体制、事務処理能力等を総合評価し、追加配分を実施した。なお、追加配分に当たっては、市場への影響等に十分留意し、10月と12月の2回に分けて配分を行った。</p> <p><b>【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保等】</b></p> <p>○ 平成 18 事業年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国内債券、外国債券及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。<br/>なお、自家運用における国内債券パッシブファンドについては、ベンチマークを 0.06% 上回る運用実績となった。</li><li>・ 国内株式については、ベンチマークに対してプラスの超過収益率、外国株式についてはベンチマークに対してマイナスの超過収益率となった。</li></ul> |
| <p>● 平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月（年率）</p>  |   |

(単位：%)

|      | 時間加重収益率 | ベンチマーク収益率 | 超過収益率  |
|------|---------|-----------|--------|
| 国内債券 | 2. 18   | 2. 17     | 0. 01  |
|      | パッシブ    |           | 0.00   |
|      | アクティブ   |           | 0.06   |
| 国内株式 | 0. 47   | 0. 29     | 0. 18  |
|      | パッシブ    |           | 0.28   |
|      | アクティブ   |           | -0.16  |
| 外国債券 | 10. 19  | 10. 24    | -0. 04 |
|      | パッシブ    |           | 0.01   |
|      | アクティブ   |           | -0.19  |
| 外国株式 | 17. 50  | 17. 85    | -0. 35 |
|      | パッシブ    |           | -0.15  |
|      | アクティブ   |           | -1.14  |
| 短期資産 | 0. 26   | 0. 19     | 0. 06  |
| 合 計  | 4. 56   | 4. 64     | -0. 08 |

- ベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。

|      | 要因分析  |
|------|---|
| 国内債券 | 概ねベンチマーク並みの収益率となった。                                       |
| 国内株式 | パッシブ運用のTOPIXの浮動株指数への移行に伴う影響がプラス寄与となった。                    |
| 外国債券 | 概ねベンチマーク並みの収益率となった。                                       |
| 外国株式 | 配当課税約0. 18%が存在すること及びマイナスの超過収益率であったファンドが多かったことがマイナス寄与となつた。 |
| 短期資産 | 概ねベンチマーク並みの収益率となった。                                       |

《参考：過去5年間 平成14年4月～平成19年3月（年率）》

(単位：%)

|      | 時間加重収益率 | ベンチマーク収益率 | 超過収益率 |
|------|---------|-----------|-------|
| 国内債券 | 1.03    | 1.05      | -0.02 |
| 国内株式 | 11.44   | 11.31     | 0.14  |
| 外国債券 | 8.83    | 8.86      | -0.03 |
| 外国株式 | 7.84    | 8.13      | -0.29 |
| 短期資産 | 0.06    | 0.06      | 0.01  |

平成18事業年度において、ベンチマーク收益率に劣後した外国株式については、運用体制等の変更により運用能力に問題が生じたと認められる運用受託機関2社について平成18年11月に解約し、運用受託機関1社について警告を行い、平成18年11月に受託残高の一部回収をする対応を行うことにより、超過収益獲得のための改善を図った。

また、外国債券アクティブ運用については、3年から4年ごとに実施している運用受託機関構成の定期見直しに際して、新たな運用受託機関を公募し、総合評価の結果及び運用受託機関構成を勘案した上で採用する運用機関を決定した。

なお、平成18事業年度において行った総合評価（平成17事業年度までの運用結果を考慮）の結果を踏まえた新規資金の配分停止等、資金配分に係る対応を次のとおり実施した。

| 対 応  |  |
|------|--|
| 国内債券 | アクティブ運用受託機関4社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した。また、各アクティブ運用受託機関の適正ファンド規模を精査し、一部運用受託機関への新規資金配分を停止した。                                     |
| 国内株式 | アクティブ運用受託機関3社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した（ただし、国内株式への新規資金配分はなし。）。  |
| 外国債券 | アクティブ運用受託機関2社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した。また、アクティブ運用の運用受託機関構成の見直しを行い、新規応募の運用機関2社及び既存の運用受託機関5社を選定し、既存運用受託機関2社の契約解除を決定した。           |
| 外国株式 | アクティブ運用受託機関6社について総合評価の結果、新規資金配分を停止した（ただし、外国株式への新規資金配分はなし。）。  |
|      | また、上記、新規資金配分を停止したアクティブ運用受託機関のうち、運用体制の変更等により運用能力に問題が生じたと認められる2社については契約を解除し、1社については資金の一部回収を行い、回収資金によりベンチマークに対する地域構成割合の乖離を是正した。 |

以上のとおり、収益力の向上のための対応に当たっては、短期的な収益力低下の実績のみに依拠して解約等を行うのではなく、定性面及び定量面からの総合評価を慎重に実施した上、その結果を踏まえて各種の対応を講じた。

#### 【ベンチマークの設定】

- ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を設定しているか。

- 評価ベンチマーク（管理運用法人の各資産毎の運用結果を評価する際に使用するベンチマーク）については、基本ポートフォリオ策定時に使用した市場指標（政策ベンチマーク）との整合性に配慮しつつ、中期計画等において記載されている要件を満たす適切なものとするため、その構成銘柄の属性について、流動性、信用性等を含めて吟味するとともに、相当程度のデータを有しているか等について確認の上、設定した。

○各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。

○年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理が適切に行われているか。[3. (1) において評価]

なお、投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、平成19事業年度以降、外国債券の評価ベンチマークを世界国債インデックスと世界B I G債券インデックスの複合インデックスに変更することとした。

#### 【マネージャー・ベンチマークを設定した運用受託機関のリスク管理】

○ 国内株式においては、アクティブ運用全体について評価ベンチマークであるTOPIXベンチマークに対するバリュー又はグロースの偏りをモニタリングしている。国内株式アクティブ運用への資金配分がある際には、バリュー又はグロースのスタイルインデックスをベンチマークとする運用受託機関を通じて、TOPIXベンチマークに対するバリュー又はグロースの偏りが一定範囲内に収まるよう調整することを基本的な考え方としている。平成18事業年度においては、国内株式アクティブ運用への資金配分がなかったこと及び調整をするほどの偏りがなかったことから、当該調整は行わなかった。

外国株式アクティブ運用においては、一部の運用受託機関に対し、地域に特化（北米型及び欧州アジア型（EASEA））したベンチマークを設定し運用を行っているが、外国株式の評価ベンチマークであるMSCI-KOKUSAIとの対比で地域別の割合が一定範囲内に収まるよう管理している。平成18事業年度においては、契約の解除等の回収資金を活用し、MSCI-KOKUSAIの地域別の割合と同様となるよう適正な調整を行った。

#### 【評価項目16で評価】

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績  |
|---|---|---|---|
| <b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b><br><br><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b><br><br><b>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</b><br><p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。<br/>また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。</p> | <b>第8 その他業務運営に関する重要事項</b><br><br><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b><br><br><b>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</b><br><p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。<br/>また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮する。<br/>このため、運用受託機関ごと（自家運用を含む。）同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p> | <b>第8 その他業務運営に関する重要事項</b><br><br><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b><br><br><b>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</b><br><p>年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成等への影響に配慮して分散投資を基本とする。<br/>また、同一企業発行有価証券の保有について制限を設け、月1回運用受託機関からの月末の運用状況の報告書に併せて、遵守状況を確認する。</p> | <b>第8 その他業務運営に関する重要事項</b><br><br><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b><br><br><b>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</b><br><p>①<br/>ア 新たに市場に資金配分するに当たっては、特定の時期に配分金額が偏ることのないよう、年度を通じて平準的な配分となるようにした。<br/>具体的には、平成18事業年度における年金特別会計からの寄託金の見込み額をベースとし、年金特別会計への納付金見込み額、財投債引受け額、財政融資資金償還額（利払いを含む。以下同じ。）及び財投債満期償還金（利金を含む。以下同じ。）に係るキャッシュフローを勘案した上、平成18事業年度当初において毎回の市場配分予定額を設定し、これに基づく配分を実施した。<br/>その後、事業年度中途において、年金特別会計からの寄託金の見込み額及び年金特別会計への納付金見込み額が変更となったため、当該変更以降の各回の市場配分が平準的になるように市場配分予定額を変更し、これに基づく配分を実施した。さらに各回の市場配分に当たっては、各資産クラスごとにそれぞれの市場規模を考慮した1日当たりの配分上限額をあらかじめ設け、それらの範囲内に収まるように配分した。<br/>イ 運用体制等の変更により運用能力に問題が生じたと認められる運用受託機関に対し、解約等の措置を講じ当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。<br/>ウ 年金特別会計への納付及び財政融資資金償還に係る資金捻出に当たっては、市場運用している資産の売却を避けることとし、新規の寄託金の受取り及び財投債満期償還に係る資金流入を活用して対応した。<br/>エ 移行ポートフォリオの達成に向けては、配分する日が属する各四半期末ごとの管理目標値との乖離状況を勘案してリバランスを実施したところであるが、その際は、平成20事業年度までの間、寄託金等の新規資金を相当程度得られる見込みであることから、アンダーウェイトしている資産クラスに配分することを通じて行い、オーバーウェイトしている資産クラスは売却しなかった。</p> |

② 平成18事業年度における市場配分額の実績は、次のとおりである。

(単位：億円)

| 寄託金受入月<br>(4月～9月) | 市 場<br>配 分 額 |
|-------------------|--------------|
| 4月                | 6,372        |
| 5月                | 6,372        |
| 6月                | 6,372        |
| 7月                | 6,372        |
| 8月                | 6,384        |
| 9月                | 5,990        |

| 寄託金受入月<br>(10月～3月) | 市 場<br>配 分 額 |
|--------------------|--------------|
| 10月                | 5,990        |
| 11月                | 9,118        |
| 12月                | 9,138        |
| 1月                 | 9,784        |
| 2月                 | 9,784        |
| 3月                 | 9,781        |

(注) 3月の市場配分額は、財政融資資金償還のために、一時的に短期資産に配分した資金を除く。

③ 民間企業の経営に与える影響を配慮し、株式運用については民間の運用機関に委託し、管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。

④ 民間企業の経営に与える影響を配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下とするよう求めることとし、すべての運用受託機関が遵守していることを確認した。

| 評価の視点  | 自己評定 | A | 【評価項目11】<br>(理由及び特記事項)   | 評定 | A   |
|--|------|---|--|----|---|
| <p>○運用受託機関への資金配分、年金特別会計への資金の納付、リバランスのための資産の売却等による資金移動に際し、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮が適切になされているか。</p> <p>○民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。</p> <p>○運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。</p> |      |   | <p><b>【市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮】</b></p> <p>○ 可能な限り、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮し、管理運用法人として次のような投資行動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場への資金配分においては、年度を通じて平準的に、かつ、1回当たりもあらかじめ設定した配分上限額内に収まるように配分した。</li> <li>・ 解約等により回収した資金を再配分する際には、原則として現物移管とした。</li> <li>・ 年金特別会計への納付及び財政融資資金償還においては、資産売却による運用受託機関からの資金捻出をせず、年金特別会計からの寄託金及び財投債満期償還金という現金で流入する資金を組み合わせて対応した。</li> <li>・ 移行ポートフォリオの管理においては、アンダーウエイトしている資産への配分を通じて行い、オーバーウエイトしている資産の売却を実施しなかった。</li> </ul> <p><b>【民間の企業経営に対して影響を及ぼさないような配慮】</b></p> <p>○ 民間企業の経営に与える影響を配慮し、株式運用については民間の運用機関に委託し、管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。</p> <p><b>【同一企業発行有価証券の保有の制限及び保有状況の確認】</b></p> <p>○ 同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下とする制限を設け、運用ガイドラインにおいて示した。株式の全運用受託機関（42ファンド）について保有状況について把握し、いずれの運用受託機関もこの制限を遵守していることを確認した。</p> |    | <p>○ 市場の価格形成等を歪めないように配慮した投資行動に心がけた。</p> <p>○ 大きなファンドであるだけに、マーケットインパクトを与えないような独自の工夫がなされている。（前例がないだけに難しい課題）これに上手く取り組んでいる。</p> <p>○ マーケットインパクトの最小化を目指して対応されているとのことです（「個別評価シート説明資料31ページ」）これが、一般公開される予定であるとのお話しですが、また、これがどの程度マーケットにインパクトをもたらすか、不確定ではありますが、極力、不確実性を除去するよう、可能な限りの対応をお願いさせていただければと思います。</p> <p>○ 市場、民間への影響をよく考えている。</p> <p>○ 寄託金の受入によって、市場配分額は変動しており、本法自体の裁量権の範囲外ではあるが、年度を通しての平準化が図られているとは言い難い。その他についての配慮事項については適切に実施されている。</p> |
|  |      |   |  |    |   |

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績  |
|---|---|---|---|
| <b>第5 その他業務運営に関する重要事項</b><br><br>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針<br><br>(5) 年金給付のための流動性の確保<br>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 | <b>第8 その他業務運営に関する重要事項</b><br><br>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針<br><br>(5) 年金給付のための流動性の確保<br>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 | <b>第8 その他業務運営に関する重要事項</b><br><br>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針<br><br>(5) 年金給付のための流動性の確保<br>年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 | <b>第8 その他業務運営に関する重要事項</b><br><br>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針<br><br>(5) 年金給付のための流動性の確保<br>① 平成18事業年度における年金特別会計への納付（19, 611億円）について、平成17事業年度財務諸表の厚生労働大臣承認（平成18年8月31日）を受けて、平成18年9月20日に実施したところであるが、その納付財源としては、財政融資資金償還に係る財源と同様、財投債満期償還金及び新規寄託金を充てたために、それ以外の現金等は必要とされなかった。<br><br>② 事務費（一般管理費及び業務経費）の支出のため、流動性（現金）のある口座（決済用普通預金）を総合勘定に設け、必要最小限度において資金を管理した。<br>短期資産のうち、当面支出を要しない資金については、効率的な運用に資するため、自家運用の一環として譲渡性預金等による運用を行った。 |

| 評価の視点  | 自己評定 | A | 【評価項目12】  | 評定 | A   |
|--|------|---|---|----|---|
|  |      |   | (理由及び特記事項)  |    |   |
| ○年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。 |      |   | <b>【年金給付等に必要な流動性（現金等）の確保及び運用の効率性を損なわない配慮】</b><br><br>○ 平成18事業年度においては、法律の定めによる年金特別会計への納付（注）以外の納付の要請が、同会計の管理者である厚生労働大臣からなかつたため、流動性を要する資金は、管理運用委託手数料等の事務費の支出分のみであった。<br>(注：年金積立金管理運用独立行政法人法附則第3条第6項の規定により、年金資金運用基金法の例により行う国庫納付金の納付)<br>管理運用委託手数料等の事務費の支出のため必要最小限度の資金については、決済用普通預金口座において管理し、また、当面事務費の支出に要しない資金については、自家運用の一環として譲渡性預金等による運用を行うことにより、運用の効率性を可能な限り高めるよう努めた。 |    | <input type="radio"/> キャッシュフローを見極めた運営で流動性を確保した。<br><input type="radio"/> 短期運用の工夫がなされている。<br><input type="radio"/> 適切な対応が行われている。<br><input type="radio"/> 特に高い評価の対象となる事項は見あたらない。 |
|  |      |   | <b>【年金特別会計への国庫納付等】</b><br><br>○ 平成18事業年度における年金特別会計への納付については、平成17事業年度財務諸表の厚生労働大臣承認を受け、迅速かつ適正に行つた（平成18年9月20日納付）。納付の際は、財政融資資金償還に係る財源と同様、財投債満期償還金及び新規寄託金を財源としており、市場資産の売却等は行っていないことから、運用の効率性は損なわれていないものである。  |    |   |

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|---|--|--|--|
| <b>第5 その他業務運営に関する重要な事項</b><br><br><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b><br><br><b>(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定</b><br><p>年金積立金の管理及び運用について、具体的な方針を策定すること。</p> | <b>第8 その他業務運営に関する重要な事項</b><br><br><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b><br><br><b>(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し</b><br><p>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> | <b>第8 その他業務運営に関する重要な事項</b><br><br><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b><br><br><b>(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し</b><br><p>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、平成18年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> | <b>第8 その他業務運営に関する重要な事項</b><br><br><b>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</b><br><br><b>(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し</b><br><p>① 管理運用法人設立に際し、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等）を策定し、ホームページにおいて公表した。</p> <p>② 平成18事業年度においては、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、平成19年3月31日付けで改正を実施し、ホームページにおいて公表した。</p> <p>《主な改正事項》</p> <p>ア これまでの実行上のルールを規定化するもの（例：銘柄格付のない金融債は、発行体格付をもって代替させる。）</p> <p>イ 運用受託機関等の解約等の手続きの簡素化（解約等の際にあらかじめ行うこととされている警告について、必要ある場合は省略可とする。）</p> <p>ウ 資産管理機関等自体の格付基準の強化（2社以上の格付機関からB B B格以上の格付を得ており、かつ、格付機関のいずれからもB B格以下の格付を得ていないことを要する。）</p> <p>エ その他</p> |

| 評価の視点   | 自己評定       | A | 【評価項目13】   | 評定  | A |
|---|------------|---|--|---|---|
| <p>○管理運用方針を策定し、公表を行ったか。</p>                       | (理由及び特記事項) |   | <p><b>【管理運用方針の策定及び公表】</b></p> <p>○ 管理運用法人設立に伴い、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、ホームページに公表した。これにより、各法令、中期計画等に規定する年金積立金の管理及び運用に関する方針について、さらに具体化する形で明確化を図ることができたことに加え、また、国民に対し公表することにより、年金積立金の管理及び運用に関する透明性を高めることができた。</p>                                  | <input type="radio"/> 管理運用方針の策定や公表についてHPを通じて積極的に行った。<br><input type="radio"/> 透明性が図られている。<br><input type="radio"/> 適切な対応が行われている。<br><input type="radio"/> 運用の見直し、ホームページ公開は評価できます。<br><input type="radio"/> 定めた計画を着実に実施したが高い評価を付す対象となる事項は見あたらない。 |   |
| <p>○管理運用方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて見直しを行ったか。</p> |            |   | <p><b>【管理運用方針の見直し】</b></p> <p>○ 年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、より効率的・効果的な管理及び運用業務を実施する上で、新たな運用方針が必要か、現実の運用環境に合っているか等の視点で検討を行い、平成19年3月31日付けで改正を実施し、ホームページに公表した。</p> <p>また、実行上のルールを明確化することや運用受託機関等に問題が生じた結果、迅速な解約等により資産保全を図る場合の手続き簡素化を実施すること等、年金積立金の管理及び運用の改善が図られた。</p> |   |   |

| 中 期 目 標   | 中 期 計 画  | 平成 18 事 業 年 度 計 画   | 平成 18 事 業 年 度 業 務 実 繢  |          |          |          |     |     |    |    |    |  |          |          |          |          |          |     |     |    |    |    |  |      |      |      |      |      |    |    |   |   |   |
|---|--|---|--|----------|----------|----------|-----|-----|----|----|----|--|----------|----------|----------|----------|----------|-----|-----|----|----|----|--|------|------|------|------|------|----|----|---|---|---|
| 2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項<br><br>(1) ポートフォリオの策定<br><br>ポートフォリオは、年金財政上の諸前提(別添)と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。</li><li>・ 年金財政の安定化の視点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。</li></ul> なお、財投債の引受けが平成19年度まで、財政融資資金に預託された年金積立金の償還が平成20年度まで継続することを踏まえて、年金積立金全体についてのポートフォリオを策定すること。 | 2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項<br><br>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方<br>基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提と整合的なものとなるよう策定することとする。年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するため、名目の期待収益率と賃金上昇率等との差が一定以上確保されるような資産構成とし、年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える。<br>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。<br><br>(2) 基本ポートフォリオ<br>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。<br>財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。 | 2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項<br><br>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方<br>基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提と整合的なものとなるよう策定することとする。年金財政における実質的な運用利回りを確保するため、名目の期待収益率と賃金上昇率等との差が一定以上確保されるような資産構成とし、年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える。<br>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。<br><br>(2) 基本ポートフォリオ<br>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。<br>財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。 | 2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項<br><br>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方及び (2) 基本ポートフォリオ<br>【基本ポートフォリオの策定】<br>基本ポートフォリオは、中期目標からの要請を実現する場合に、負担すべきリターン変動のリスクが最小になるポートフォリオが最も効率的であるとの考え方に基づいて策定した。<br>また、資産クラスとしては、安全性・収益性・投資可能性等を考慮して国内債券、国内株式、外国株式、外国債券及び短期資産の5種類とし、それぞれの期待リターンの推計に当たっては、年金財政との整合性に留意して共通の経済前提を用いた。この基本ポートフォリオの具体的な策定プロセスは次のとおりである。<br><br>① 基本ポートフォリオを構成する各資産の期待リターンの推計に当たっては、比較的の客觀性が高いこと、実質的な運用利回りの確保を明確化するのに適していること等から、期待リターンが物価上昇率(CPI)と実質リターン(実質短期金利+リスクプレミアム)の和で表されるアプローチを用いた。<br>ア 国内債券の期待リターン推計値は、年金財政前提との整合性に留意し、これと同じ数値を推計値とした。<br>イ 外国債券の期待リターン推計値は、過去のデータを用いてリスクプレミアムを算出し、これを用いて推計を行った。<br>ウ 国内株式及び外国株式の期待リターン推計値は、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行った。具体的には、国内株式では経済成長予測と整合性の高い割引配当モデルを用い、外国株式については、過去のデータを用いて求めたリスクプレミアムからP E R(株価収益率)の伸び率を減じることで、慎重な推計値となるよう努めた。<br><br>② 基本ポートフォリオを構成する各資産のリスク・相関係数の推計に当たり、恣意性を排除することを主目的として過去データの統計値を用いた。<br><br>③ 基本ポートフォリオの資産構成割合決定に当たり、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数をもとに、期待収益率が年金財政上の運用利回りである3.2% (賃金上昇率を上回る実質的な運用利回り1.1%) を確保する最小のリスクを持つポートフォリオ群から、年金財政安定化を目的として、年金財政の予定している年金積立金額を下回る可能性がより小さくなると期待されるものを選んだ。また、乖離許容幅については、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、次のとおり設定した。 |          |          |          |     |     |    |    |    |  |          |          |          |          |          |     |     |    |    |    |  |      |      |      |      |      |    |    |   |   |   |
|   | <table border="1"> <tr> <td>国内<br/>債券</td> <td>国内<br/>株式</td> <td>国外<br/>債券</td> <td>国外<br/>株式</td> <td>短期<br/>資産</td> </tr> <tr> <td>67%</td> <td>11%</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>5%</td> </tr> </table> <p>(目標収益率 3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)</p>   | 国内<br>債券  | 国内<br>株式   | 国外<br>債券 | 国外<br>株式 | 短期<br>資産 | 67% | 11% | 8% | 9% | 5% | <table border="1"> <tr> <td>国内<br/>債券</td> <td>国内<br/>株式</td> <td>国外<br/>債券</td> <td>国外<br/>株式</td> <td>短期<br/>資産</td> </tr> <tr> <td>67%</td> <td>11%</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>5%</td> </tr> </table> <p>(目標収益率 3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)</p> | 国内<br>債券 | 国内<br>株式 | 国外<br>債券 | 国外<br>株式 | 短期<br>資産 | 67% | 11% | 8% | 9% | 5% | <p>(単位 : %)</p> <table border="1"> <tr> <td>国内債券</td> <td>国内株式</td> <td>外国債券</td> <td>外国株式</td> <td>短期資産</td> </tr> <tr> <td>67</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>(目標収益率 3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)</p> | 国内債券 | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 | 短期資産 | 67 | 11 | 8 | 9 | 5 |
| 国内<br>債券  | 国内<br>株式   | 国外<br>債券  | 国外<br>株式   | 短期<br>資産 |          |          |     |     |    |    |    |  |          |          |          |          |          |     |     |    |    |    |  |      |      |      |      |      |    |    |   |   |   |
| 67%   | 11%  | 8%  | 9%   | 5%       |          |          |     |     |    |    |    |  |          |          |          |          |          |     |     |    |    |    |  |      |      |      |      |      |    |    |   |   |   |
| 国内<br>債券  | 国内<br>株式   | 国外<br>債券  | 国外<br>株式   | 短期<br>資産 |          |          |     |     |    |    |    |  |          |          |          |          |          |     |     |    |    |    |  |      |      |      |      |      |    |    |   |   |   |
| 67%   | 11%  | 8%  | 9%   | 5%       |          |          |     |     |    |    |    |  |          |          |          |          |          |     |     |    |    |    |  |      |      |      |      |      |    |    |   |   |   |
| 国内債券  | 国内株式   | 外国債券  | 外国株式   | 短期資産     |          |          |     |     |    |    |    |  |          |          |          |          |          |     |     |    |    |    |  |      |      |      |      |      |    |    |   |   |   |
| 67  | 11   | 8   | 9  | 5        |          |          |     |     |    |    |    |  |          |          |          |          |          |     |     |    |    |    |  |      |      |      |      |      |    |    |   |   |   |

|        |                    |               |              |              | (%) |                    |               |              |              | (%) |          |         |        |        |
|--------|--------------------|---------------|--------------|--------------|-----|--------------------|---------------|--------------|--------------|-----|----------|---------|--------|--------|
|        | 国内<br>債券           | 国内<br>株式      | 外国<br>債券     | 外国<br>株式     |     | 国内<br>債券           | 国内<br>株式      | 外国<br>債券     | 外国<br>株式     |     | 国内債券     | 国内株式    | 外国債券   | 外国株式   |
| 乖離許容幅  | ±8                 | ±6            | ±5           | ±5           |     | ±8                 | ±6            | ±5           | ±5           |     | ±8       | ±6      | ±5     | ±5     |
| 資産の変動幅 | 59 ~<br>67 ~<br>75 | 5 ~ 11<br>~17 | 3 ~ 8<br>~13 | 4 ~ 9<br>~14 |     | 59 ~<br>67 ~<br>75 | 5 ~ 11<br>~17 | 3 ~ 8<br>~13 | 4 ~ 9<br>~14 |     | 59~67~75 | 5~11~17 | 3~8~13 | 4~9~14 |

  

**(3) 移行ポートフォリオ**

基本ポートフォリオを実現することを目指している平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時）に策定する。

移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末（平成17年度末）の資産構成割合の値と当該移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、平成18年度末に達成されるべきものとする。

平成18年度の移行ポートフォリオは、次の運用資産全体の移行ポートフォリオ及び管理運用法人の移行ポートフォリオとする。

①運用資産全体の移行ポートフォリオ

|           | 国内<br>債券 | 国内<br>株式 | 外国<br>債券 | 外国<br>株式 | 短期<br>資産 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 移行ポートフォリオ | 69.7 %   | 11.1 %   | 5.7 %    | 7.4 %    | 6.1 %    |
| 乖離許容幅     | ±4%      | —        | —        | —        |          |

**(3) 移行ポートフォリオ**

基本ポートフォリオを実現することを目指している平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度の移行ポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。

平成18年度の移行ポートフォリオは、平成18年度を通じて、各資産ごとに、特殊法人時の最終年度末（平成17年度末）の資産構成割合の値と当該移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、平成18年度末に達成されるべきものとする。

平成18年度の移行ポートフォリオは、次の運用資産全体の移行ポートフォリオ及び管理運用法人の移行ポートフォリオとする。

イ 管理運用法人の移行ポートフォリオ

|       | 国内債券 | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 |
|-------|------|------|------|------|
| 乖離許容幅 | ±8   | ±6   | ±5   | ±5   |

**(3) 移行ポートフォリオ****【移行ポートフォリオの策定】**

① 平成18事業年度及び平成19事業年度の移行ポートフォリオは、市場への影響を配慮しつつ、平成20事業年度末に基本ポートフォリオに円滑に移行するように、直近の前事業年度末の資産配分比率と基本ポートフォリオの同比率を残存年数で線形按分することにより、運用資産全体に係るもの及び管理運用法人が管理運用する市場運用部分のみに係るものとの二種類を次のとおり策定した。その際、当該年度の新規寄託金や年金特別会計への納付金のそれぞれの見込み額等についても配慮した。

**ア 運用資産全体の移行ポートフォリオ**

(単位：%)

|        | 国内債券   | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 | 短期資産 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 平成18年度 | 資産構成割合 | 69.7 | 11.1 | 5.7  | 7.4  |
|        | 乖離許容幅  | ±4   | -3   | -3   | -3   |
| 平成19年度 | 資産構成割合 | 67.6 | 11.7 | 6.9  | 8.6  |
|        | 乖離許容幅  | ±6   | -5   | -4   | -4   |

**イ 管理運用法人の移行ポートフォリオ**

(単位：%)

|        | 国内債券   | 国内株式 | 外国債券 | 外国株式 | 短期資産 |
|--------|--------|------|------|------|------|
| 平成18年度 | 資産構成割合 | 53.8 | 21.2 | 10.9 | 14.1 |
|        | 乖離許容幅  | ±6   | -5   | -5   | -5   |
| 平成19年度 | 資産構成割合 | 58.5 | 17.9 | 10.5 | 13.1 |
|        | 乖離許容幅  | ±7   | -6   | -5   | -5   |

(注) イ表は、管理運用法人が管理運用する資産のうち、市場で運用するものについてのポートフォリオである。なお、満期保有とする財投債の管理分については含まない。

|               |           | <p>②管理運用法人の移行ポートフォリオ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>国内<br/>債券</th><th>国内<br/>株式</th><th>外国<br/>債券</th><th>外国<br/>株式</th><th>短期<br/>資産</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移行ボ<br/>ートフォリオ</td><td>53.8<br/>%</td><td>21.2<br/>%</td><td>10.9<br/>%</td><td>14.1<br/>%</td><td>0.0<br/>%</td></tr> <tr> <td>乖離許<br/>容幅</td><td>±<br/>6%</td><td>—<br/>5%</td><td>—<br/>5%</td><td>—<br/>5%</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) ②表は、管理運用法人が管理運用する資産のうち、市場で運用するものについてのポートフォリオである。なお、満期保有とする財投債の管理分については含まない。</p> |           | 国内<br>債券  | 国内<br>株式 | 外国<br>債券 | 外国<br>株式 | 短期<br>資産 | 移行ボ<br>ートフォリオ | 53.8<br>% | 21.2<br>% | 10.9<br>% | 14.1<br>% | 0.0<br>% | 乖離許<br>容幅 | ±<br>6% | —<br>5% | —<br>5% | —<br>5% |  |  |
|---------------|-----------|--|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|---------|---------|---------|--|--|
|               | 国内<br>債券  | 国内<br>株式   | 外国<br>債券  | 外国<br>株式  | 短期<br>資産 |          |          |          |               |           |           |           |           |          |           |         |         |         |         |  |  |
| 移行ボ<br>ートフォリオ | 53.8<br>% | 21.2<br>%  | 10.9<br>% | 14.1<br>% | 0.0<br>% |          |          |          |               |           |           |           |           |          |           |         |         |         |         |  |  |
| 乖離許<br>容幅     | ±<br>6%   | —<br>5%  | —<br>5%   | —<br>5%   |          |          |          |          |               |           |           |           |           |          |           |         |         |         |         |  |  |

| 評価の視点   | 自己評定 | A | 【評価項目14】   |  | 評定 | A |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|------|---|------------|--|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
|   |      |   | (理由及び特記事項) |  |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>○基本ポートフォリオは、以下の点に留意しつつ、年金財政上の諸前提と整合的なものとなるように適切に策定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成となっているか。</li> <li>・年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える資産構成となっているか。</li> <li>・株式のリターン・リスクについて、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制するものとなっているか。</li> </ul>  |      |   |            |  |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>○基本ポートフォリオを適切に維持、管理するためのリバランス方針が策定され、適切に運用されているか。(財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度末について評価)</p>  |      |   |            |  |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p>○移行ポートフォリオを適切に策定しているか。その際、個々の資産のリスクの動向や、新規寄託金の発生見込みなどにも配慮し、必要な措置について検討がなされているか。</p>  |      |   |            |  |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <p><b>【基本ポートフォリオの策定】</b></p> <p>○ 基本ポートフォリオについては、年金財政上の諸前提において、1.1%の実質的な運用利回りを確保することが期待できる資産構成とした。</p> <p>他の留意すべき点についても、ポートフォリオ全体のリスクを分散投資効果によりできる限り抑えるようにした。内外株式の期待リターンについては、単純な過去データのみに依拠せず、国内株式については、平成16事業年度財政再計算の経済成長予測と整合性の高い割引配当モデルを用い、外国株式については、リスクプレミアムの算出元となる過去データからP E R (株価収益率) の伸び率を減じるなど慎重な推計を行い、適切に対応した。</p> <p>○ 将来の積立金の変動をモンテカルロシミュレーション等を用いて検証し、年金財政の安定化に配慮して、年金財政の予定している年金積立金額を下回る可能性がより小さくなると期待される資産構成を選んだ。</p> <p><b>【移行ポートフォリオの策定】</b></p> <p>○ 平成18事業年度及び平成19事業年度の移行ポートフォリオ策定に当たっては、市場への影響を配慮しつつ、平成20事業年度末に基本ポートフォリオに円滑に移行するためという策定目的を踏まえたものとすることことができた。すなわち、平成20事業年度までは新規寄託金の配分が相当程度見込めるなどのことから、これらを用いることにより時間をかけて徐々に各資産構成を基本ポートフォリオの資産構成割合に近づけるとともに、多額の市場配分を一時期に集中させることやオーバーウェイトの資産を売却することを行わず、市場へ影響を与えることを可能な限り抑制しつつ、基本ポートフォリオに移行するものとした。なお、新規寄託金の発生見込み額の算定に当たっては、厚生労働省との調整を十分に経た上で行った。</p> |      |   |            |  |    |   |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 中 期 目 標  | 中 期 計 画  | 平 成 18 事 業 年 度 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|--|--|--|--|
| <p><b>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</b></p> <p><b>(2) ポートフォリオの見直し</b><br/>ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> | <p><b>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</b></p> <p><b>(4) 基本ポートフォリオの見直し</b><br/>基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を毎年1回行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> | <p><b>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</b></p> <p><b>(4) 基本ポートフォリオの見直し</b><br/>基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を毎年1回行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> | <p><b>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</b></p> <p><b>(4) 基本ポートフォリオの見直し</b><br/>基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に、直近データを加えることにより、策定時のものと乖離がないかについて確認を行った。また、相関係数については、策定時に用いた長期の過去データのみならず、直近の構造変化の有無についても検証するため、直近10年間のデータにも基づいて行うこととした。<br/>その結果、いずれも、策定時のものと大きな乖離がないことを確認し、基本ポートフォリオの変更の必要はないとの結論を得た。</p> |

| 評価の視点  | 自己評定       | A | 【評価項目15】   | 評定  | A |
|--|------------|---|--|---|---|
| <p>○基本ポートフォリオの検証が適切な分析方法によって、毎年1回行われ、かつ、必要に応じて随時見直しが行われているか。</p> | (理由及び特記事項) |   | <p><b>【基本ポートフォリオの検証】</b></p> <p>○ 平成18事業年度の基本ポートフォリオの検証に当たり、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数について確認を行った。<br/>なお、平成18事業年度の検証では、各資産間の相関係数について、経済構造の変動を反映させるために、比較的短期的な直近10年間のデータを用いた分析も併せて行い、より慎重な検証を行った。<br/>その結果、いずれも策定時のものと大きな乖離がないことを確認し、基本ポートフォリオの変更の必要はないとの結論を得た。</p> | <input type="radio"/> 每年きちんと検証していくことが重要であり、今後も計画的対応に期待する。<br><input type="radio"/> 基本ポートフォリオの慎重な検証がなされている。今後、アセットクラスの分類の見直しもあってもいいのでは？<br><input type="radio"/> 適切な対応が行われた。<br><input type="radio"/> 移行中のポートフォリオをよく検討されている。<br><input type="radio"/> 每年1回の見直しの他、10年分のデータ分析を行ったことは評価できる。 |   |

| 中 期 目 標  | 中 期 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 計 画   | 平 成 18 事 業 年 度 業 務 実 績   |
|--|---|--|--|
| <p><b>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</b></p> <p>(1) リスク管理の徹底</p> <p>ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p> | <p><b>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</b></p> <p>(1) 基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> | <p><b>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</b></p> <p>(1) 移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p>移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と移行ポートフォリオの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>資産全体及び各資産のリスク管理状況を取りまとめて、少なくとも月1回、リスク管理状況を把握し、点検する。</p> <p>各運用受託機関及び各資産管理機関からの月末の資金管理及び運用状況の報告に基づき、月1回各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用のリスク状況について分析を行う。</p> | <p><b>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</b></p> <p>(1) 移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p>【中期計画等に基づくリスク管理等の内容の充実及び向上】</p> <p>管理運用法人が年金積立金の管理及び運用を行うに当たって管理すべきリスク項目について体系的な整理を行った。</p> <p>上記の整理を踏まえ、運用状況全体の管理については年金資金運用基金での管理の見直しを行った結果、次の修正を行い、リスク管理を中心とした運用状況全体の管理に係る内容の充実や効率性の向上に努めた。</p> <p>① 資産全体の総リスクの管理に関しては、実績ポートフォリオの総リスクだけではなく、資産配分リスク及びアクティブリスクを計算することにより、各四半期の管理目標値の資産構成割合に基づくポートフォリオと比較した相対リスクを算出した。</p> <p>② システムからの出力数値や各種分析ツールからアウトプットした数値について、全体と各運用受託機関の整合性を確認し、各運用受託機関の投資行動が全体のリスクにどのような影響を与えていたか把握しやすくした。</p> <p>③ 各リスク項目や運用状況等の数値を時系列で表示し、また、各運用受託機関のリスク管理に関しては、リスク管理指標に係る目標値の遵守状況が一覧で確認できるよう報告資料等の工夫を行った。</p> <p>具体的には、各月単位で把握するリスク項目を中心とした運用状況の管理に係る運用委員会及び経営管理会議等への報告資料において、中期計画及び年度計画等に明記したリスク項目に対応する管理を実施し、その結果を簡潔に把握しやすくするため、「本編」と参考資料としての「詳細資料」を分割編集するとともに、内容については、資産構成状況、リスク管理、運用状況（収益状況等）の概要等の柱立てをおき、さらに全体、各資産クラス、運用受託機関項目と体系的に整理し、時系列の数値を分かりやすく掲載した。</p> <p><b>【乖離状況の把握等】</b></p> <p>毎月、各資産の構成割合と管理運用法人の移行ポートフォリオ及び四半期ごとの管理目標値との乖離状況を把握し、平成18事業年度末に達成すべき管理運用法人の移行ポートフォリオに向けて、資産構成割合が、各四半期ごとに設けた管理目標値に対し、あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まるよう管理した。</p> <p>資産構成割合の管理は、資産の売却・回収は行わず、新規資金の配分を通じて行うことを原則としている。新規資金の配分は、各四半期の管理目標値及び管理運用法人の移行ポートフォリオを勘案した。</p> <p>●配分額</p> <p>(単位：億円)</p> |